

富岡町議会全員協議会日程

日 時：令和5年12月8日

時 間：午前10時00分

富岡町役場 全員協議会室

開 議 午前10時00分

出席議員（10名）

議長	高橋 実君	1番	堀本 典明君
2番	佐藤 敦宏君	3番	佐藤 啓憲君
4番	渡辺 正道君	5番	高野 匠美君
6番	遠藤 一善君	7番	安藤 正純君
8番	宇佐神 幸一君	9番	渡辺 三男君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

町長	山本 育男君
副町長	高野 剛君
副町長	竹原 信也君
教育長	岩崎 秀一君
総務課長	志賀 智秀君
企画課長	杉本 良君
住民課長	猪狩 力君
生活環境課長	遠藤 博生君
産業振興課長	原田 徳仁君
都市整備課長	大森 研一君
生涯学習課長	坂本 隆広君
企画課課長補佐	畠山 信也君
生活環境課長補佐	渡邊 浩基君
産業振興課長補佐	佐藤 美津浩君

産業振興課 課長補佐	猪	狩	勝	美	君
生涯学習課 課長補佐 生涯学習係長	三	瓶	秀	文	君
産業振興課主任 兼農林土木係長	浦	尻	祐	樹	君
総務課主任 兼財政係長	安	藤		崇	君
都市整備課主任 兼下水道係長	渡	邊	修	二	君

職務のための出席者

参議会事務局長 事務係長	小	林	元	一	
議会事務局主任 兼庶務係長	杉	本	亜	季	
議会事務局事務係主任	高	橋	優	斗	

説明のため出席した者

〈内閣府〉

内閣府原子力災害現地対策本部副本部長	師	田	晃	彦	君
内閣府原子力災害現地対策本部次長	樋	本		諭	君
内閣府原子力災害対策本部 原子力被災者ムーン生活支援チ 企画官	今	泉		亮	君

〈復興庁〉

復興庁原子力災害復興調査班 企画官	富	澤	洋	介	君
----------------------	---	---	---	---	---

〈環境省 福島地方環境事務所〉

環境省福島地方環境事務所所長	関	谷	毅	史	君
環境省福島地方環境事務所次長	成	田	浩	司	君

環境省福島地方
環境事務所環境
再生・廃棄物
対策部調整官

西川絢子君

環境省福島地方
環境事務所環境
再生・廃棄物
対策部環境
再生課課長

中村祥君

環境省福島地方
環境事務所環境
再生・廃棄物
対策部環境再生
課専門官

丸之内美恵子君

環境省福島地方
環境事務所環境
再生・廃棄物
対策部廃棄物
対策課課長

香田慎也君

環境省福島地方
環境事務所環境
再生・廃棄物
対策部廃棄物対
策課廃棄物処理
施設運営管理室
長

小福田大輔君

環境省福島地方
環境事務所環境
再生・廃棄物
対策部仮置場
対策課課長補佐

前田健太郎君

環境省福島地方
環境事務所環境
再生・廃棄物
対策部仮置場
対策課専門官

太田勲君

環境省福島地方
環境事務所
中間貯蔵部
輸送課企画官

三浦真一君

環境省福島地方
環境事務所
中間貯蔵部
輸送課専門官

矢吹清美君

環境省福島地方
環境事務所
県中・県南支所
富岡分室支所長

井原和彦君

環境省福島地方
環境事務所
県中・県南支所
富岡分室専門官

飯田俊也君

環境省福島地方
環境事務所
県中・県南支所
富岡分室専門官

熊 本 洋 治 君

<福島県>

福島県相双農林
事務所農村整備
部 副 部 長

佐 藤 健 一 君

福島県相双農林
事務所農村整備
部農林整備第三
課 長

茂 木 真 司 君

付議事件

1. 除染解体工事及び中間貯蔵施設への輸送並びに特定廃棄物埋立処分事業の状況について
2. 富岡町文化交流センター屋上の被害状況及び今後の対応について
3. 滝川ダムの成り立ちと今後の施設管理等について

報告事項

1. 住民意向調査2023速報について
2. 子育て支援部門の強化に向けた行政組織見直しについて

その他

開 会 (午前10時00分)

○議長（高橋 実君） ただいまより富岡町議会全員協議会を開会いたします。

ただいまの出席議員は全員であります。説明のための出席者は、お手元に配付した名簿のとおり、内閣府原子力災害現地対策本部、師田副本部長をはじめ、環境省福島地方環境事務所、関谷所長及び各担当者の皆さんです。町からは、町長、両副町長、教育長、そのほか関係課長であります。職務のための出席者は、議会事務局職員であります。

付議事件に入る前に、町長より全員協議会招集内容の説明とご挨拶をいただきたいと思います。

町長。

○町長（山本育男君） 皆さん、こんにちは。議員の皆様には、お忙しい中、全員協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、内閣府原子力災害現地対策本部の師田副本部長、環境省福島地方環境事務所の関谷所長をはじめ、国関係機関の皆様にもお忙しい中ご出席いただき、厚く御礼を申し上げます。

本日の全員協議会の案件は、環境省から除染解体工事及び中間貯蔵施設への輸送並びに特定廃棄物埋立て処分場の状況についての説明を受けるとともに、町からは本年10月の暴風雨による被害を受けた富岡町文化交流センター屋上の被害状況及び今後の対応についての1件、町及び福島県から今後の滝川ダムの管理等に係る説明といたしまして、滝川ダムの成り立ちと今後の施設管理等についての1件、報告事項といたしまして住民意向調査2023速報について、子育て支援部門の強化に向けた行政組織見直しについての2件であります。それぞれの案件につきまして、詳しくは担当課長より説明させますが、環境省からの説明案件も含め、本町の復興、再生を進める上で重要な案件でありますので、議員の皆様の忌憚のないご意見を賜りますようお願いを申し上げまして挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） ありがとうございました。

次に、環境省の関谷所長、内閣府の師田副本部長からそれぞれご挨拶をいただきたいと思います。

なお、発言はお手元のマイクのボタンを押してからお願いします。

初めに、関谷所長よりお願いします。

関谷所長。

○環境省福島地方環境事務所所長（関谷毅史君） 皆さん、改めましてこんにちは。

まず、東日本大震災、そして原発事故発災以降、引き続き多くの方々に避難を余儀なくされている現状、また様々なご不便、ご負担をおかけしている点、改めておわびを申し上げます。

そうした中、去る11月30日に点・線拠点の避難指示解除ということに至りまして、ここまで皆様方のご尽力に対しまして敬意を表しますとともに、そこに至るまでの私どもの取組に関してのご協力についても感謝を申し上げたいと思います。

それと、本日ご説明する中にございますけれども、これまで6年余り続けてまいりました特定廃棄

物の埋立処分事業でございますけれども、これにつきましては去る10月末日をもって終了いたしました。この埋立てに関しましては、受入れに対してのご理解、また完了に至るまで皆様方から様々のご理解、そしてお力添えをいただいたことに対しまして、改めて感謝申し上げたいと思います。環境省としましては、除染、そして解体、仮置場管理、原状回復、そして特定廃棄物の処理、これらに引き続き全力を挙げてまいりたいと思ってございます。本日、この後、それについてのご報告をさせていただきます。

その中で、除染に関しましては、点・線拠点の除染について、その結果として線量の低減が見られているということについて、この後具体的にご説明を差し上げます。一方で、今般、点・線拠点の外縁の除染に関しましては、その進捗について去る10月19日の全員協議会で環境省からお示しをしました見込みに比べますと遅れが生じてしまっております。環境省としましては、全員協議会にご説明した進捗を達成できていないということになりましたことをこの場でおわびを申し上げたいと思います。大変申し訳ございません。この原因につきましては、後ほど詳しくご説明をさせていただきますけれども、除染を実施する土地のうちに解体予定の家屋が建っている箇所が幾つかございます。これらの箇所につきましては、原則として解体を完了させた後に除染を実施するということになってまいりますけれども、こうした条件に当たる土地の一部につきましては、関係人、そして私ども環境省、そして受注者の3者の立会いを含めた関係人との調整、あるいは解体作業の進捗の影響、さらには点・線拠点そのもののフォローアップ除染、進めておったわけですけれども、こちらの作業がかなり想定以上の規模に上ってしまったこと、そういうことが影響した結果として解体作業が完了できておりません。その影響で外縁の除染が完了できていないという状況になっているということでございます。家屋解体につきましては、関係人のご意向など様々な事情がございます。そうした中で、除染に関して予定どおり進捗可能とご説明していた点、私どもの見通しの甘さというものがございました。この点について環境省の甘さがあったということについておわびを申し上げたいと思っております。今後、未除染の箇所につきましては、元請受注者とも調整を進めているところでございますが、できるだけ迅速に残りの外縁除染を完了するように進めてまいりたいと考えてございます。この後、具体的な資料に基づきましてそこの点についてもご説明を差し上げたいと思ってございます。

本日、そういうご説明も含めて多岐の説明事項になりますけれども、皆様からのご意見を頂戴したいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 次に、師田副本部長よりお願ひします。

師田さん。

○内閣府原子力災害現地対策本部副本部長（師田晃彦君） 内閣原子力災害現地対策本部副本部長の師田でございます。東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故から12年以上経過しましてもいまだに避難生活が継続し、多大なるご不便をおかけしており、改めておわびを申し上げます。

さて、まずご報告をさせていただきますのは、去る11月21日に内閣総理大臣を本部長とする原子力

災害対策本部が持ち回りで開催をされまして、富岡町の特定復興再生拠点の点・線拠点部分に関する避難指示の解除が正式に決定されました。これに基づきまして、11月30日午前9時に当該区域のゲートを開放し、自由通行が可能となりました。関係者のご理解とご協力に改めて御礼を申し上げます。

一方で、先ほど環境省から話がありましたとおり、点・線拠点の外縁の除染の進捗につきましては想定より遅れが生じてしまっていたということにつきまして、これは大変遺憾であると言わざるを得ません。本件、避難指示解除の要件を逸脱するものではないと認識をしておりますが、町との信頼関係を損ねかねない事象だと思ってございまして、二度とこういうことがないよう環境省にも改めて申し伝えているところでございます。今後は、さきの通常国会で改正された福島復興再生特別措置法に基づきまして、新たに制定された特定帰還居住区域への対応を進めてまいります。今回の点・線拠点の解除が小良ヶ浜、深谷地区の再生への突破口となっていくということを期待しておりますし、国としましても富岡町の一日も早い復興と再生に向けて引き続き全力を挙げて取り組んでまいりますので、ご指導、ご協力をいただきたく存じます。

本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 次に、各自名簿順に所属と名前のみの自己紹介をお願いいたします。

先に内閣府、復興庁、環境省の順でお願いします。

次長。

○内閣府原子力災害現地対策本部次長（樋本 諭君） 内閣府原子力災害現地対策本部の総括班長、樋本でございます。本日はよろしくお願いをいたします。

○議長（高橋 実君） 今泉さん。

○内閣府原子力災害対策本部原子力被災者生活支援チーム企画官（今泉 亮君） 内閣府支援チームの今泉でございます。今日はよろしくお願いします。

○議長（高橋 実君） 富澤さん。

○復興庁原子力災害復興班企画調査官（富澤洋介君） 復興庁原子力災害復興班、富澤です。本日はよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 成田さん。

○環境省福島地方環境事務所次長（成田浩司君） 環境省福島地方環境事務所次長、成田でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 西川さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部調整官（西川絢子君） 福島地方環境事務所調整官の西川です。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 中村さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） 環境省福島地方環境事務所環境再生課長の中村です。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 丸之内さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課専門官（丸之内美恵子君） 環境省環境再生課、丸之内と申します。本日はどうぞよろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） 香田さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部廃棄物対策課課長（香田慎也君） 環境省福島事務所廃棄物対策課長の香田でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 小福田さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部廃棄物対策課廃棄物処理施設運営管理室室長（小福田大輔君） 環境省福島地方環境事務所廃棄物処理施設運営管理室長の小福田でございます。本日はよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 前田さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部仮置場対策課課長補佐（前田健太郎君） 環境省福島地方環境事務所仮置場対策課の前田と申します。本日はよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 太田さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部仮置場対策課専門官（太田 真君） 環境省仮置場対策課の太田でございます。本日はよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 三浦さん。

○環境省福島地方環境事務所中間貯蔵部輸送課企画官（三浦真一君） 環境省福島地方環境事務所中間貯蔵部輸送課の三浦と申します。本日はよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 矢吹さん。

○環境省福島地方環境事務所中間貯蔵部輸送課専門官（矢吹清美君） 福島地方環境事務所中間貯蔵部輸送課の矢吹と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 井原さん。

○環境省福島地方環境事務所県中・県南支所富岡分室支所長（井原和彦君） 県中・県南支所長、井原でございます。本日はよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 飯田さん。

○環境省福島地方環境事務所県中・県南支所富岡分室専門官（飯田俊也君） 環境省福島地方環境事務所富岡分室の飯田と申します。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 熊本さん。

○環境省福島地方環境事務所県中・県南支所富岡分室専門官（熊本洋治君） 環境省富岡分室の熊本です。本日はよろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） ありがとうございました。

それでは、付議事件に入ります。付議事件1、除染解体工事及び中間貯蔵施設への輸送並びに特定

廃棄物埋立処分事業の状況についての説明をお願いします。

説明は着席のままで結構です。

中村さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） 環境省、中村でございます。私からまずご説明をさせていただきます。着座にてご説明させていただきます。

ご説明に際しまして、お配りさせていただいております資料1の資料でまずご説明したいと思ってございますので、そちらの資料を御覧いただけますでしょうか。除染解体工事及び中間貯蔵施設への輸送並びに特定廃棄物埋立処分事業の状況等についてといった資料でございます。

1枚おめくりいただきまして、まず除染解体工事の状況についてご説明申し上げます。右肩2ページでございます。まず、全体の状況についてご説明申し上げます。まず、点・線拠点の除染の状況につきまして、点・線拠点そのものにつきましては除染が完了してございます。また、線量もその結果低減が見られている状況になってございます。その上で、点・線拠点のさらなる低減に向けて外縁除染及び解体につきましては、除染同意取得状況を踏まえ、西から東に向かってある程度のまとまりごとに順次進めておりましたところでございます。この際、先ほど環境省の関谷からおわび申し上げましたとおり、10月19日の全員協議会でお示しした見込みに比べまして点・線拠点の外縁の進捗に遅れが生じてしまっております。当時お示ししていた目標の8割程度の進捗にとどまっているといった状況でございます。この点、改めて私からもおわびを申し上げたいと思ってございます。申し訳ございません。詳細は改めて外縁除染進捗のページにてご説明申し上げますけれども、いずれにせよできる限り迅速に残された部分につきましても除染を完了していきたいと思ってございます。

そうした一方で、個別の状況から着手が遅れおりました旧小良ヶ浜共同墓地、松の前共同墓地といったところ、あるいはMの形になっている町道3090、3091号線のところにつきましても11月末までに除染を完了してございます。さらにできることあれば、まさにフォローアップ除染も進めていきたいと考えているところでございます。11月末時点で完了できていない箇所は、関係人の未同意、あるいは県道事業との調整が必要な箇所、それに加えまして先ほどありました解体の関係でどうしても解体を待つ必要があるといったようなところで、除染での着手ができていないところ、そういうところについて同意が得られ次第、あるいは調整が進められ次第迅速に着手していきたいと思ってございます。

続きまして、1枚おめくりいただけますでしょうか。右肩3ページでございます。まず、点拠点の状況につきご説明申し上げます。松の前共同墓地につきまして、先般除染しておりましたが、まだ線量が高いということで、さらに墓地付近で森林のところを含めフォローアップの除染を実施いたしました。その結果、特に人が立ち入るような箇所について線量の低減できてございまして、最大値あるいは平均値といったところ減少したという状況になってございます。平均値で $1.02 \mu\text{Sv}$ というところまで至っております。引き続き、より外側のところについてもさらに低減を図るべくフォローアップ

除染を考えていきたいと考えてございます。また、旧小良ヶ浜共同墓地、右側でございます。こちらにつきましても、一部分県道事業との、拡幅との調整があった関係でまだできていなかった外縁除染について実施させていただきました。その結果、最大値あるいは平均値を低減できたという状況でございます。引き続き、一方で北側のところが現在関係人未同意となってございますが、ここにつきましても同意でき次第除染を実施していきたいと思ってございます。

続きまして、右肩4ページでございます。点・線拠点の続きの状況でございます。小良ヶ浜共同墓地でございます。小良ヶ浜共同墓地につきましては、ご観察の際もご意見いただいてございましたとおり、線量が高い部分ございました。試験施工もさせていただいて、それを踏まえて周辺の森林を含めて大規模にフォローアップの除染を実施いたしました。実際その結果、最大値としては $1.46\mu\text{Sv}$ と大きく低減してございますほか、平均値も $1\mu\text{Sv}$ といったところまで低減が完了いたしております。引き続き、さらにできることないか確認をさせていただいているところでございます。また、右側、小良ヶ浜浄化センターにつきましては、先般ご報告いたしました際と変わってございません。実際に除染済みでございまして、線量も低減できているという状況だと思ってございます。

続きまして、右肩5ページでございます。点・線拠点の状況の続きになります。小良ヶ浜行政区集会所及び深谷行政区集会所につきましては、先日ご説明申し上げました際、線量を大分低減できている旨ご説明申し上げましたが、一部最大値が $1.17\mu\text{Sv}$ というところが小良ヶ浜行政区集会所のところで右肩にございました。こちらについて、その箇所については遠藤議員からもご指摘をいただいてございまして、改めて確認させていただいて、実際にそういった箇所についてフォローアップ除染を実施して、線量を $0.59\mu\text{Sv}$ まで低減できたという状況でございます。全体として、そうした意味で線量の低減を図られている状況でございます。引き続き、この箇所については解体のご申請をいただいて解体に続くと認識してございます。

続きまして、右肩6ページでございます。線拠点の状況になります。今般の線拠点の状況、環境省で測定いたしましたものが右側にございます。また、左側は環境省で前回測定した結果と並べてございます。こちらと比較いたしましても、最大値、最小値あるいは平均値といったところが大きく低減できておりまして、現在、最大値 $2.36\mu\text{Sv}$ 、平均値で $0.85\mu\text{Sv}$ といったところまで低減したという状況になってございます。なお、先般の全員協議会でお示しした際にあった9月における町の測定結果から見ても、最大値あるいは平均値、今回の測定においてさらに低減できているといった状況を確認できるところかと思います。特にやはり線量をなかなか下げるのが難しかったMの部分といいましょうか、町道3090号線から小良ヶ浜共同墓地につながっている町道3090、3091号線付近については大分低減ができたのではないかと考えている次第でございます。引き続き、まだ高いところございますので、やれるところを探しているといった状況でございます。

続きまして、右肩7ページでございます。今ほどご説明申し上げました町の測定時から我々の測定の間で特に大きく対応させていただきました線拠点の、町道3090と3091号線部分につきまして、線量

の全体割合でヒストグラムを書かせていただいてございます。御覧いただけますように、最大値で見ると町で $2.45\mu\text{Sv}$ 、我々で $2.36\mu\text{Sv}$ といったところでございますが、ヒストグラム全体で見ますと高線量側が大きく低線量側にシフトしたということが確認できるかと思ってございます。また、中央値で見ても、平均値もほぼ同様ですが、除染前、町の結果で $1.53\mu\text{Sv}$ 平均であったところがこちらで見ると $1.10\mu\text{Sv}$ といったところまで低減できたということで、除染の効果が見込まれたと考えてございます。一方で、さらに線量を下げられないかということで、現在、これまであまり行われていない手法ではございますが、土のうを幅広に設置するといった方法も併せて検討してございまして、効果が見込まれるのではないかと考えているところでございます。こうした新しい方法も含めてさらなる低減ができないかといったことをこちらについては検討している次第でございます。

続きまして、右肩8ページでございます。こちら点・線拠点外縁の除染の進捗状況についてご説明申し上げます。まず、解体につきましては、現時点で67件の解体が完了してございまして、さらに8件の着工といった状況でございます。一方で、除染の状況につきまして、こちら11月末の結果ですので、まだ12月8日ということでなかなか情報の整理ができていないところございますので、あくまで速報値ということでお示しさせていただいてございます。全体で見ますと、先ほどご説明申し上げましたとおり、やはり除染の進捗率が66%ということでございまして、分母に未同意あるいは県道小良ケ浜野上線、あるいは県道事業との拡幅との調整が必要なところを入れた状態で66%、こうしたもの除去と全体として8割といった進捗に今なっているという状況でございます。こちらの原因といたしましては、まず当初やはり最終的には関係人の未同意と、あるいは県道拡幅事業との調整が必要な部分を除いては外縁除染をおおむね完了させるということで、11月末時点で83%といったところを目指して除染を進めておったところでございまして、実際の進捗見込みについては受注者に確認しつつ、見込みの工程に基づいてご説明申し上げておりました次第です。しかしながら、やはり除染を実施する土地のうち、どうしても解体予定家屋がある箇所については、特に調整が必要なところに関しては原則として解体完了後に除染実施する必要がありますけれども、こうした条件に当てはまる一部の外縁の土地につきまして、今般関係人の調整がつかなかつたりですとか、あるいは解体作業の進捗の影響があつたりですとか、もしくは点・線拠点における必要なフォローアップ除染規模が想定以上だったといったようなところもありまして解体が完了できませんでした、その影響でその後に実施する除染も遅れてしまって、当初の見込みどおり除染が完了できていない状況ということになってございます。この点、こうした意味で当初の目標の8割ぐらいの進捗になってしまっているというところでございます。改めておわび申し上げます。家屋解体にはやはり関係人のご意向を含めて工事、作業実施に向けて様々な条件や事情もあるという中で、除染については予定どおりに進捗可能だと見込んでしまっていた点については甘さがあったと考えてございます。こうした箇所につきまして、個別の状況を踏まえて現在一つ一つ調整を進めているところでございまして、どうしても関係人と調整がつかないといったところを除いて、それぞれ着手できるところ、あるいはもう着手に向けて進められるところと

といったところ、何とか全体的に調整をさせていただいて、最終的には全体的に何とか、一部どうにもならないところを除いては年度末とかまでに除染、解体併せて完了するように進めてまいりたいと思ってございますし、できるところはより早く調整したいと考えている次第でございます。同意済着手不能箇所として今回書かせていただいている7.5ヘクタールが今申し上げた部分になってございます。解体に向けて調整中、あるいは解体部分だけ作業しているといった部分がこちらに含まれるところになってございます。

続きまして、右肩9ページに移らせていただきます。こちら面拠点の状況となってございます。面拠点の状況でございます。こちらにつきましては、解体については引き続き進めさせていただいてございまして、現在869件が完了したという状況でございます。除染につきましては、恐縮ながら前回ご説明時以降の進捗は数字としては特にないといった状況になってございます。現時点ではほぼ98%の除染進捗といった状況になっております。

続きまして、右肩10ページでございます。こちら外縁の除染、外縁に関する同意の取得率になってございます。こちら前回10月19日にご報告してからさらに1名の方について、連絡先不明であった方が連絡つきまして、同意をいただけました。その結果、90.7%の取得率となってございます。引き続き、連絡先不明者の確認、あるいはご意向ある方についてのアプローチを続けていきたいと考えてございます。

また、右肩11ページでございます。こちら参考までに、面拠点における同意取得率でございます。こちらにつきましては、10月19日以降新たな同意は今のところ得られていない状況でございます。全体としてほぼ99%の方にご同意いただいてございまして、残り20名の方につきましてもご意向の確認、あるいは連絡先の調査並びに、どうしても連絡がつかない方についての対応を考えて整理して前に進めていると、そういう状況でございます。

右肩12ページにつきましては、いつもの外縁、あるいは面拠点の図をおつけしていると、そういう次第でございます。

除染解体工事の状況につきましては、説明一旦以上となってございます。

○議長（高橋 実君） では、資料1の環境再生課の今の説明に対して質問のある方、ページを言って質問をしてください。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 関谷所長から冒頭挨拶で遅れていた理由、こういったものがありました。師田さんからも、国の判断に影響を与えるものではないというか、そういう話ありましたけれども、私はこういった進捗状況に基づいて議会の総意としておおむね了、先ほど中村さんから説明ありましたように、10月19日の全員協議会のパーセント、あとは、それは9月30日現在だけれども、11月30日まではこのくらいになるよと、83%と、それはこの議会だけではなくて、除染検証委員会の先生の皆さんもそれを信じておおむね了ということで町長に答申もしています。そういう判断の前提となるも

のが虚偽であったということになれば、これ何なのということになりますよ、やっぱり。立会人の調整とか、あとはいろんな理由を述べられましたけれども、そんなのは10月19日の段階で分かっているはずだと思うよ。初めて今分かった話ではなくて。私が今何を言いたいかというと、環境省は、例えば富岡の事務所あります。その進捗状況を足で歩いて現場を見て、そのパーセントの数字が合っているかどうか、そういうチェックをちゃんとやっていたのかと。業者任せで、元請から上がってくる数字をそのままのみにして、お役所仕事をやっていたのではないかなって思います。これチェックしないでそのまま議会に報告したり、除染検証委員会に報告したり、数字だけ独り歩きして、それでおおむね8割も超えたということで判断して、内閣総理大臣も解除と。では、この8ページの66.2%だったらば師田さん解除できたのですか。約6割だったらばおおむね了なのですか。現実はこの数字だよ。そこのところを。

まず1点は、環境省は自分の足で現場を確認したか。2点は、師田さんに、こんな低い数字だったらおおむね了ということで解除に値するよと、そういう判断ができたのかどうか。この2点お願いします。

○議長（高橋 実君） 中村課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） ご指摘ありがとうございます。まず、実際に進捗が予定どおりに達成できていない時点で言い訳ができる状況にないことはよく認識しておりますので、その点改めておわび申し上げたいと思ってございます。環境省自身も現場は基本的に確認を一つ一つ随時させてはいただいているので、そういう中で一つの個別の現場においての進捗状況はできるだけ把握していたつもりでございます。一方で、やはり実際現場を見ていく中で、例えば道路ですか、もしくはその路肩までは今回かなりきちんと除染をしていった中で、実際には進捗がしているようにまず現場上は見えているところも多くあったりしてございまして、あるいは解体については解体にはもう入れているといったところから現場が動いているという状況も確認できてしまっているところですとかあります。そうした意味で個別の状況をきちんとただ積み上げて把握できていなかった結果として、今積み上げてみたところ全体、当初の想定の80%、分母に未同意を入れれば66%といった結果になってしまったという、そういった状況でございます。あわせて、やはりこれも言い訳でしかないことになりますけれども、面拠点の解除に向けてもかなり進捗率についてはぎりぎりまでなかなか思うような進捗を数字で見せられなかった中、最後のところで大分進捗をさせていただいたというような状況もございまして、そうした点に期待をしていたというところも実際上あったとは思ってございます。一方で、やはり全体まとめての積み上げベースで確認した際の工程管理がきちんとできていなかった結果としてこのようなことをお示しすることになった点は本当に申し訳なかったと思ってございます。

○議長（高橋 実君） 師田副本部長。

○内閣府原子力災害現地対策本部副本部長（師田晃彦君） まず、今安藤議員からお話をありましたと

おり、今回、点・線拠点の外縁の除染の進捗が想定より遅れていたということにつきましては本当に大変遺憾であると思っておりますし、これ町との信頼関係を損ねかねない事象であるということを改めて、これは二度とこういうことがないように環境省には申し伝えたところでございます。

その上で、今回このデータを改めて拝見をさせていただきましたけれども、国としましては今回示された空間線量率等のデータ、これ踏まえさせていただいても避難指示解除の要件を逸脱するものではないと認識をしております。このため、11月末に避難指示解除の判断というのをさせていただきましたけれども、これを変更するような必要はないと考えているところでございます。

○議長（高橋 実君） 師田さん、安藤議員の質問は、判断したときの数字と現状が違う。実際は66.2%、それでも解除したのかって聞いている。

師田副本部長。

○内閣府原子力災害現地対策本部副本部長（師田晃彦君） そういう意味では、確かに数字が違っていたということについては大変遺憾でありますけれども、空間線量率のデータを拝見させていただいて、避難指示解除の要件を満たしているということにつきましては、我々もそうであると認識をしていたということでございます。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 分かりました。ということは内閣府は、除染や、解体、そういった進捗率は関係なくて、解除の要件はあくまで空間線量率だと。空間線量率がクリアしているから、解除は間違いではなかったと。引き返す気はないと判断しますけれども、もし反論あればまた後で。

あと、環境省。環境省は現場を見ていない。だから、例えば元請から上がってきた数字をうのみにしてここに書いていたのかどうか。その辺も含めてもう一回。あとは原因。原因が関係人の調整、そんなことではない。それで私ら納得いくかと。いかないですよ、それは。これ何千件、何万件をチェックしろではないからね。100件、200件。そういったものだから、足で稼いだって。確かに道路とお墓と集会所、これは私らも異論ない。要は外縁だよね。外縁の進捗がどうであったか、業者は順調に解体しているかどうか、それは一目瞭然だと思うよ、現場に足を運べば。現地事務所があるのだから。やるべき仕事をやっていなかつたのではないか、その辺も含めて答弁してください。

○議長（高橋 実君） 中村課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） まず、そもそも目標が達成できていないので、どんなことを申し上げても言い訳になってしまふかと思っております。一番はやはりその一つ一つの現場の状況を個別に判断をしてしまっておって、それをきちんと積み上げたときに最終的になかなか目的の進捗に到達していないということがきちんと確認できていなかつたという点が最大の問題だったと思ってございまして、受注者との間でも、いわゆる玉出しひといいますけれども、できるとなつた部分については11月末までに完了するということで確認をしておりましたが、一方でその除染として確認できていた点については別途同じ場所に解体があつて、解体が

進捗しないとなかなか除染が進捗できないという状況がある中、個々の解体の進捗状況について、除染の進捗に反映して最終的になかなかもともとの目標に到達できないという点について早めに気づいて状況をご報告申し上げることができなかつたということだと思っております。おっしゃるとおり、現地の事務所、分室においては、個々の解体の状況とか、そういったところ一つ一つ把握できる点は把握するように努めておったところではございますが、それぞれが適切に連携して最終的な外縁除染の進捗という形でお示しをできていなかつた。進捗率そのものは実績では出してございましたが、その先の見込み、あるいは想定といったところで見込みが甘かつたという点は、そういったところに原因があると思っております。

それで、関係人の調整と申し上げたのは、関係人の方のせいにするとか、そういった意味ではございませんで、こうした解体においてなかなか予定どおりに進捗できなかつた点が除染の遅れにつながるというところの把握と全体整理と工程管理が環境省として甘かつたというところだと考えてございます。どうしても一つ一つの現場で様々なことが起きてはしまうのですけれども、そういった点をきちんと整理して、毎回全体の進捗として認識し、お伝えしていく点についてきちんとできていなかつた部分があつたためにこのような形になつてしまつたのだと認識しております、その点は本当に申し訳ないと思っている次第です。

○議長（高橋 実君） 丸之内さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課専門官（丸之内美恵子君） 環境省福島地方環境事務所、丸之内です。ご指名いただき、ありがとうございます。現場の進捗の管理について甘く、このような事態を招いてしまい、大変申し訳ございませんでした。今課長の中村より申し上げたとおり、現状としましては、進捗の状況については元請より達成見込みについて報告は受けたところでございますが、そちらと解体についての結びつきというところについて私で何度も確認するタイミングはあつたにもかかわらず、その点について念押しも含め確認の認識が不足していたことから判明したこと、10月19日以降というのですか、あと除染の進捗についての報告が毎月月末になつて、タイミング自体が、今回の全協も含めて毎回全協直前になつてしまうものですから、今回把握すること自体も遅れてしまつてこのよな事態を招いてしまつたということになります。解体と除染についてのそれぞれの確認につきましては、私の、確認不足であることは事実でございますので、そのよな状況です。

○議長（高橋 実君） 井原さん。

○環境省福島地方環境事務所県中・県南支所富岡分室支所長（井原和彦君） 現場を担当しております県中・県南支所富岡分室長の井原でございます。現場の担当として改めまして進捗が思いどおりに進まなかつたことにつきまして、改めておわび申し上げます。

それで、現場としては、除染なり解体なりの事案に対しまして一つ一つ丁寧に関係人と対応させていただき、その状況はもちろん確認をしております。そうしたこと踏まえまして、進捗確認とか進

捲の管理、あるいは必要に応じて工程の是正を行ってまいりました。それで、具体的にはどういうことをやったかといいますと、宅地等の除染、あるいは解体についてのそういった管理、それから道路敷、あるいは水路の除染の管理、あるいはフォローアップの案件等々につきまして管理をしてまいりました。結果として、個々の案件の管理は十分把握していたという状況と認識しておりますが、やはり現場サイドのよく陥りがちな、タコつぼに入りまして、全体的な視点での工程の管理の把握というのができていなかったのかなと今反省しているところでございます。そういったことで現場の状況をご説明申し上げました。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 師田副本部長。

○内閣府原子力災害現地対策本部副本部長（師田晃彦君） 今先ほど安藤議員からご質問のありました解除要件との関係でございます。避難指示解除要件、ご承知のとおり3つございまして、1つ目がまさに空間線量率で推定された年間積算線量が20mSv以下になることが確実であることということございます。実は3つ目に県、市町村との十分な協議という項目がございまして、まさに今回、市町村との十分な協議の要件につきまして、想定より遅れが出てしまっているということにつきましては信頼関係を損ねかねない事象であったと思っておりまして、これは大変遺憾であるということにつきましては本当にご指摘のとおりでございます。我々としては、でもこれを基に富岡町の復興をまた逆戻りさせることは決してあってはならないと思いますので、早急に環境省に対してその外縁の除染について早急に完了に向けて着手することを申し入れたところでもございますし、引き続き富岡町の復興と再生に全力を尽くすことでの町の信頼を取り戻しつつ、この3つ目の十分な協議というところも逸脱しているものではないと考えているところでございます。ご理解いただけすると幸いでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 師田さん、私も取り消してくださいとか、戻してくださいとか、そんな考えもないし。ただ、大変な問題だよと、これだけは言いたいです。内閣府も環境省もお互い国だから兄弟関係みたいなものだし、ここはなあなあではなくて、厳しく言うところは厳しく言ってくださいよと。やはり外縁とか線とか点とか、これを突破口として町も全面的に解除したいと、そういう考えも持っていますので、きっちりその辺は内閣府も力貸してください。内閣府に対する質問はここまで私がやめますから。

環境省。判断が甘かった。これは、私から言わせれば、環境省は発注者側なのだ。元請、仕事を受けた側、ここに受けた側がいないのが私は残念なのだけれども、受けた側にも責任はないのかと。やはり品質と期限、これは絶対条件でゼネコンも仕事を受けているはずなのです。そうすると、環境省が、富岡町が、内閣府が、この辺までに仕上げてもらいたいと。夜の森の特定復興再生拠点区域が4月1日解除、これが軽微な変更ということで、5月31日でプラス6か月だから、11月30日はきっちり

守ってもらわなければならぬ期限なのですよ。それは環境省だけではなくて、元請もその認識が私は必要だったと思うのです。だから、場合によっては元請責任もないのかどうか。この場に元請いないから、私環境省だけに物を言っているけれども、やはり原因の追及、ここは徹底して環境者も手を緩めないで、私に厳しく言われた分元請にも何でこの期限まで仕上げることできなかつたのだと、それは厳しくやってもらいたいし、後で報告もしてもらいたい。その辺も含めて環境省にもう一度お願いします。

○議長（高橋 実君） 中村課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） ご指摘ありがとうございます。ご指摘のとおりで、まず当然発注者としてもそうですし、国として、環境省としてお約束が実現できなかつたことは大きな責任があると思ってございます。ご指摘のとおり、元請受注者との関係で、お約束しているところが実現できなかつたというところについては、我々でも元請に指示した点、改めて確認しつつ厳しく指導していきたいと思ってございますし、その点どういう形になるかというところは改めてご報告申し上げたいと考えてございます。いずれにしても、環境省が全員協議会で見込みを含めてお出ししたということについて、当然除染検証委員会もですけれども、軽々にご発言したつもりはなくて、10月19日の際にも本気でお伝えしたつもりである中こういうことになつた点、本当に責任を感じる次第でございます。ただ、当然に現場で施工していくという中で、発注者としての環境省が元請受注者を適切に指示、指導できていたのか、あるいは元請受注者は指導どおりにやれていたのかというところはきちんと原因究明させていただいて、その点改めてご説明したいと考えてございます。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） ありがとうございます。6ページの、説明いただきました小良ヶ浜共同墓地に入る道、町道3090、3091号線でしたっけ。その中のやつで、除染の効果はこの右側で分かるのですが、ただ一部上に高いところが残っている。前もお話ししたのですけれども、この地域に数回私も行っています。ただ、状況的にやっぱり道路と森林が密接している地域でもあります、交差点の下にもグリーンのところがあるのですが、そこも木が道路に面しているという状況で、これからフォローアップをされると思うのですが、どういう状況の除染作業をするのか。今までの状況であるとまた線量も変わらない状況が出てくるのかなというのも感じるので、これからこの地域をどう管理するか、もう一度教えてください。

○議長（高橋 実君） 中村課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） ご質問ありがとうございます。そうした意味で、まず線拠点のモニタリングの結果、これまでの中では最も低い最大値が得られた状況ではあって、平均値も大分低減はしているとは考えてございます。一方で、ご指

摘のとおり、一部分やはり特に森林と近いところについてはなかなか、それでもまだ高いというところ、おっしゃる点あるかと思っております。今、本当にできることについてはかなり考えて大分対応をしてきているつもりではおるのですけれども、さらに高い箇所についてはどういうことができるかというところを考えて対応していくのだと思っております。1つは、先ほど申し上げました土のうの敷設もかなり広めにやらせていただいて、それによって線量の低減効果が見込めるのではないかと考えてございまして、実際今Mのところといいましょうか、町道3090号線のところで具体的に試験施工もさせていただいた結果、かなり線量低減が見込める様子でございました。そういう通常の箇所ではやっていないような除染方法も含めて、一旦まずこういった形で線量の最大値が大分下がってはきたものの、そこで終わったということではなく、そういう新しいところも含めて、特に森林と隣接している箇所についてどのように対応していくのがいいかというところは考えた上で、さらにフォローアップ除染を進めたいと考えている次第でございます。

○議長（高橋 実君） 8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） ありがとうございます。分かりました。ただ、この地域、これからも町としてもいろいろな面で解除の方法を考えていきたいと思っていると思うのです。その中においては、やっぱり道路に面している森林というのはほかの地域よりも多いので、今言った新しい工法、新しい除染の仕方というのはもちろん議会にもお話しいただきたいのですが、ただやっぱり町民として、住民の人たちも安心できるような除染、フォローアップをもちろんこれからも考えていっていただきたいと困るので、その点を十分把握していただけますか。

○議長（高橋 実君） 中村課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） ご指摘ありがとうございます。小良ヶ浜地区や深谷地区に関して、特に森林がかなり宅地に隣接して多いという点は我々も認識しております、まさにご理解をいただけるような形でどう進めていくのかというところはきちんと想えていかなければなと思っている次第です。そういう意味で、一つ一つの場所、例えば宅地の除染をさせていただく中で、やはり実際には屋敷林を含め宅地と隣接する森林があつたりする箇所については、そういう宅地と隣接していることを前提にした形で除染を進めていくのだと思っておりますし、実際には生活の中で活用を森林といつてもされている部分もあつたりすると思ってございます。一方で、いわゆる本当の森林になっているところも場所によってはあると思っておりまして、どうしても一つ一つの場所を見ながら、まさにご地元の方にご理解をいただけるような形でまず除染方法をお示しして、それについて除染に同意をいただいて、そこに従って進めて、線量が下がるのがまず一番望ましいことですけれども、どうしても下がり切らなければ改めてフォローアップの除染をさせていただくと。そういう形で、まずは今の時点においては残されたのところ、外縁も対応してございますし、もし今後、特定帰還居住区域として計画認定がなされて除染をさせていただくことになれば、そうした際にもその辺りは今のご指摘も踏まえて注意して、一つ一つの現場に応じて最

も適切な方法をご地元の方にご理解いただけるような形で進めていければと、そのように考えている次第です。

○議長（高橋 実君） 8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） 分かりました。ただ、もう一度言いますが、森林は除染しなくとも低減しているということではなく、一から全部測っていただいて、ふさわしい状況で除染、フォローアップ除染をしていただくことを願っていますが、そのようにやっていただけますか。最後に。

○議長（高橋 実君） 中村課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） ご指摘ありがとうございます。そうした意味で、どうしても今の除染の仕組みの中では例えば森林を全て除染しますといったところまではなかなか申し上げられないところがございまして、やはり生活圏からの林縁、例えば20メートルなら20メートルという形で、そこはどうしてもご相談せざるを得ないかなとは思ってございます。一方で、当然ご地元の方が安心できるような形で除染は進めていくのだと思ってございますし、例えば再汚染はないのかとか、そういったところはきちんとモニタリングをして、ないよということをお示しするようにいたしますし、そういうことが万が一あったとしても、そこは必ず改めてフォローアップ除染をするようにいたしますので、その点ご安心いただけるような形にしたいとは考えてございます。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。私も、伺いたいことは7番議員が申し上げたとおりのことです。師田さんも、町との信頼関係を失いかねないと言っているところですが、もうほぼほぼ信頼関係が失われているのではないかなど、町長の顔にも泥を塗ったのではないのかなとも私は思うぐらいなのですが、私もこの小良ヶ浜に住んでいる人間として、国を信頼して解除いいのではないですかと言った立場でありますので、その中で想定の6割程度しか終わっていない、そういった中での解除に結局はなってしまった。今回は通過ぐらいしかできませんが、もうそういった裏切られた気持ちでいっぱいです。その中で、今後、町との信頼関係、議会との信頼関係もそうですけれども、そういったものを回復するためにどのようなことをしていただけるのか。今回想定されていた外縁除染のまだ6割程度しかできていないというところで、終了させるのに年度末までには終了させたいという先ほどお話ありましたけれども、こちらをなぜ11月末で終了予定だったのに年度末まで延びてしまったのか、そういったところも含めてそれをいかに早くすることがまずは重要なのかなと思います。もう解除されて皆さん通行できるようになっていますので、そこを年度末を待たずに終了させるような国の動き、元請であったり、そういった作業を早急にしていただくような動きというのは持ち合わせていないのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 暫時休議します。

休 議 (午前11時01分)

再 開 (午前11時08分)

○議長（高橋 実君） 再開します。

2番議員の質問に対して。

中村課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） ご指摘ありがとうございます。

まず、信頼を損ねてしまった点、本当に申し訳ございません。やはり我々の解体の進捗の見込み、あるいは解体の着手、そうしたところに関する見込みの甘さがあったという点、改めておわび申し上げたいと思ってございます。年度末までかかるというはどうかというのをご指摘のとおりではございまして、我々も全ての案件を年度末までかけるというつもりではございませんで、できるところはできるだけ、迅速に対応したいと思ってございます。既に解体にもう着手できるようになっている箇所については、受注者とも調整して、施工体制の増強も含めて可能な限り作業班を投入していって、より早く、例えば2月末とか、そういったところを目指して管理をしていきたいと思ってございますし、あるいはご申請いただいている箇所に関しては、いわゆる三者立会もかなりご理解をいただいて進められておりまして、そうした箇所についてはもうできるだけ迅速に解体に着手していくということで、そういったところ、解体に着手できて完了すれば除染もきちんと完了していきますので、そういう箇所について年度末までにおおむね完了したいと、そのように申し上げた次第でございます。一方で、まだ例えば除染で入ろうとしてアプローチした結果、ご申請はいただいているけれども、解体のご意向があったとか、そういった方も一部おられて、そういう箇所についてはやはり解体でもう少し手間取ってしまう可能性もございまして、その辺りはできるだけそれも含めて年度末までにきちんと完了していきたいと申し上げた次第であって、一部ただ、最終的には関係人のご意向に沿いつつ、一番いい形でお示しをしたい、進めたいと、そのように考えている次第です。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。こうなってしまったのはもうしようがないというか、早急に進めていただくしかないのですけれども、やはり信頼関係という意味では除染検証委員会の方たちの判断も裏切ったわけですし、町との十分な協議、これ協議したとてこうやって進捗が間違っていたりとか見込み誤りとかしていれば、幾ら町と十分協議したところで意味のないものになってしまふというところを懸念しています。特定帰還居住区域、こちらの解除も今後来ると思います。私も解除されれば戻りたいと思っていますが、こういうことがあると、そこの解除に向けて、今度は完全に除染が終了しなければ私も賛成できなくなってしまいますし、解除までまた時間がかかるてしまうような関係性になってしまったのかなと思います。今度の特定帰還居住区域が解除になるとなれば、本

本当に町民の方が住むような状況の中でこういった見込み誤りをされると今度は本当に身体的なものにも関わってきますし、そういったもので除染見込み予定で賛成することはもうできないような関係になってしまったと思います。その点どうやって信頼関係を回復するのか。これからこの国の動き次第だと思うのですが、まだまだ特定帰還居住区域については解除まで時間がありますので、しっかりとその辺、見込み誤りとか、ここまで大きなものにならないように、ちゃんと現場等も確認しながらやつていただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 中村課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） まず、信頼を失ってしまった点、改めておわび申し上げます。ご指摘のとおりで、なかなかもう見込みと言われてもという点は、今後についても厳しいご指摘だと受け止めております。おっしゃるとおりで、今回の件を踏まえて本当にどのようにきちんとした、見込みというか、工程の進捗を管理するかという点は、当然これから環境省として重く受け止めて対応を考えていきたいと考えている次第でございます。ここから先はどうしても私見になってしまふところありますが、これまでも本当に恐縮ながら震災以降ずっと個々の案件を全体として積み上げて進捗管理するという点に関して環境省でいろいろと苦労していたということがずっと継続しておった次第で、実際実績の進捗率ですら通常は例えば1か月半後とかにならないと正式なものをお示しできないとか、かなりそういった形で対応しておりました。そういう中で、ただ結局途中経過をきちんと、個々の案件としては認識していても、全体像として把握できていなかった結果が今回の一つの大きな原因だと思ってございますので、どのようにすれば適切に状況を、しかも解体と除染とをきちんと一体化した形で把握できるのかというのを今回いただいた点を踏まえてきちんと環境省としても考えたいと思ってございますし、あとは見込みでお信じいただけるかどうかというところはもう本当に我々から今この立場で何か申し上げられることはないですから、少しでも信頼を取り戻せるように進捗管理を含めて考えていきたいと思っている次第です。今この場でこういう形でやればというところはなかなか軽々には申し上げられないのですけれども、いずれにしてもいま一度除染と解体の一体的な管理とその積み上げベースでの全体進捗という点は改めて確認させていただいて、よりよい方法で対応していきたいと考えている次第です。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。やはり信頼関係を回復するにはかなり大変なことなのがかなと思います。ぜひ今後の、国の事業があるときにはしっかりと小さいことから積み上げていっていただいて、しっかりとやっていただく。富岡町は震災後からずっと国への協力体制というのはすごくあったと思います。そういうところで、ずっと信頼関係築いてきたものがこういったことでなくなってしまうのは残念なことだと思いますし、今度の特定帰還居住区域の解除、といった体に害が出るかもしれないようなところに関しては本当に厳しく町も議員たちも考えなければいけないと思いますので、といった見込みの中ではもはやできないのかなというところではあります、これから

も、町として国に協力を求めることがあるかと思いますので、そういったところで国としても町の考え方を酌み取って信頼関係を築いていただくような姿勢を持っていただければなと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 8ページの7番議員の関連、プラスアルファになってくるのですけれども、今までのいろんな話を聞いていて、解除する部分、外縁の部分、いろいろあるのですけれども、前回もちらっと話したと思うのですけれども、今回、ここの除染のスキームは特定復興再生拠点区域のスキームだと自分は思っていたのです。スキームというのは、特定復興再生拠点区域の夜の森の区域でなかなか除染が進まないときに、最初は解体と除染の2択だったやつが、まず土地の除染が入ってから解体をするということも入ってきて、ある程度線量を下げていったという経緯があったので、今回もそういう形で線量を下げていって全体的に進捗が上がってくるのかなと思っていたのですけれども、今の話を聞いていると完全に解体が終わった後ではないと除染ができないということ。解体の棟数と解体ができる棟数というのは、ある程度解体をするパーティーが決まっていれば算定できたと思うのです。なぜそこでこれだけのそこが出てきてしまったのかなというのがいろんな形であるのですけれども、解体が間に合わないようであれば、やはりこちらの特定復興再生拠点区域のときのスキームのように土地の除染をしてから解体をするという方法もあったと思うのですけれども、なぜその形が取れなかつたのか、それをあと計算上できなかつたのかというのがすごく疑問なのですけれども、今すぐそれが答えられないのであれば、7番議員がさっき報告してほしいって言ったやつに併せてそういうところの数値的なところも出してほしいのですけれども、答えられるのであれば今、そこがなぜそうできなかつたのか答えてほしいのですけれども。

○議長（高橋 実君） 中村さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） まず、数字的なところに関しては今すぐになかなかお答えできないところもございますが、全体的な話として、おっしゃるとおり敷地先行で除染させていただくというのは選択肢として考えております次第です。一方で、全体的な話で申し上げますと、一旦富岡町においては敷地先行で除染を進めていた時期もあつたと思ってございますが、その後、例えば敷地先行でやつた後の解体で飛散を含めた話がどの程度あるのかですかとか、あるいは今回のケースでいえば外縁の除染として敷地部分を先行して除染したことで除染完了と申し上げていいのかといったような話もあって、総論でいえばどうしても解体後の除染という形で進めざるを得なかつたところがあろうかと思ってございます。ただ、まさにご指摘いただいたとおり一つ一つの宅地で見れば例えば旗ざお地のようなところもあつたりしますし、解体と個別の外縁除染とが順番を前後することでより効率的に除染が完了したと申し上げられる形になるという点はあると思っておりまして、その点はまさに今回整理したいと思っている次第です。ご指摘ありが

とうございます。まずそしてこのようになったことを申し訳ないと思ってございます。

作業班の数を踏まえれば解体の進捗についてもはかり得たのではないかという点、そこは本当に環境省といいましょうか、私の責任を痛感しております次第ですし、全体としてのそういった解体、あるいは除染についてそれぞれのパーティーでやっていく中での施工体制を踏まえた全体としての進捗管理が最終的にはきちんとできていなかったということが一つ問題だというのはおっしゃるとおりかと思ってございます。その点改善していきたいと考えております。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 除染の順番に関しては総体的ないろんな考えがあるということで、それは理解します。いろんな場所によるので。ただ、今回、進捗で我々に示した割合と結果にそごが結構あるので、7番議員もそれを言っていたわけですけれども、その原因というところが何か気になるところがあります。

先ほど2番議員の中の答えで、これから解体の施工体制で増強とかという話があったのですけれども、この後増強していただくのは当たり前なのですけれども、3か月、4か月前に今言ったことをやっていれば解体の増強というのはできたと思うのですけれども、それをなぜしなかったのかというところも何か若干疑問が残るのですけれども、その辺はどうなのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 中村課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） 申し訳ございません。3か月、逆にそれだけ前に状況がきちんと我々で認識できていれば、まずそのような状況について真摯にご報告申し上げたと思ってございますし、本当に恥ずかしながらご報告した時点においては除染は11月末までにできるところは完了する見込みで、まさにお示しした次第でございまして、解体については個々の案件ベースで見ればなかなか進捗がはかばかしくないという点、ここは把握できていた点もあったかと思うのですけれども、全体としての進捗として除染を、最終的には未同意等の部分を除いては何とか完了できるという見込みの下で進めさせていただいた結果というところでございまして、その点は本当に申し訳ございません。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） できれば何か月か前に戻って、この段階でこれだけの、我々のところにも都度、都度申請がこれだけあって、解体完了がこれだけあってこれから解体しますというのがあったわけで、当然その数とそのときにどのぐらいのパーティーで解体をしようとしていたのかというのは分かると思うのですけれども、細かいところまで出せとは言わないのですけれども、今後進めていく上でそういうところもきっと把握する。これから今度は面の解除になっていくわけですから、そういうときにどうなっていくのかということも含めてきっと資料として出していただけると非常にありがたいと思います。

○議長（高橋 実君） 中村課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） ご指摘ありがとうございました。その辺り整理して、改めてお出ししたいと思ってございます。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 二、三点。

まず、いろいろ今議論聞いていましたが、10月19日、私いろいろ言わせてもらいましたが、誰も耳を傾けてくれなかつたということに私はいら立ちを覚えています。ただ、30日解除を決定して解除したわけですから、この数字に対して私はどうのこうの言うつもりはありませんが、10月19日の時点では虚偽な数字が上がつたと、結果的にね。そういうことで、その数字は数字として、今回の数字も見る限りでは着手・完了面積29ヘクタールになつてはいますが、これはいいとしても、除染進捗率が66.2%になつてはいますので、今施工中のところもここに上がつてはいるのだと思うのです。本来は除染進捗状況の中には着手しているものはまだ上がらないのが普通だと思うのです。ましてや線量の問題ですから。ただ、線量がなくて工事をやつていて、その中の50%終わつてはいるからそれは完了面積に入れるよというのなら分かるのですけれども、全部やらないと低減しないわけですから。だから、この辺がやっぱり数字のマジックで間違つて起きやすい原因だと私は思つてはいるのです。今冒頭の挨拶で関谷所長、師田副本部長からも挨拶ありましたが、言葉の中でしっかりと私は認識してくれているのかなと思うのです、今回のこと。想定の数字で解除したというのが私は一番の間違つたのだと思うのです。やっぱり結果として想定ではなくてきつととした数字を把握して解除すべきだったのかなと思うのです。次もあるわけですから、今後、こういう問題に関しては、工事が完了した後できつと線量調査をして解除要件の議論に持つていただきたいと、私はそう思うのです。そういう中で、今皆さんからいろいろ議論ありましたが、一番足引っ張つてはいるのは外縁ですよね。外縁の問題も年度中に終わらせるとかという工程、今口頭で言つてはいるようですが、もう12月ですよ。なかなかその辺は厳しいと思うのです。解除の要件として外縁も含んでいたと私は認識してはいるので、それ終わらぬうちにもう解除したわけですから、住む場所でもありませんので、やっぱり工程にとらわれないで、きつと線量低減を図れるような工事をしていただきたい。中村課長からもフォローアップ除染、墓地の周りなんかはかなりの、フォローアップって言つてはいるが、本格除染くらいのフォローアップ除染やつてはいるのも私見ています。線量が低減しなくて、植生土のうで被覆するというような工法も考えてはいるのです。今現在施工が始まつたのかな。そういう状況の中ですから、そんなに急がないで、きつと線量を低減させていただきたいと。私は、そういう今後の要望としてお願いしておきたいと。

あと1つは、議論の中でびっくりするような言葉が出たのですが、師田副本部長から解除要件、年間積算線量20mSv以内という言葉、久しぶりに聞きました。当初この原発事故起きたときは、その議論をいっぱいしましたよね。解除要件20mSv。富岡町も今2回解除という経験していますけれども、その中で20mSv、1mSv、0.23μSv、そこですごい駆け引きがあつて、お互いに歩み寄つた線が0.6

mSv前後だと理解しているのです、今までね。それが0.7mSvとか0.8mSvであってもいいですけれども、20mSvという言葉は今までずっともうしばらく消えていた数字なのです。この間中村課長ともちよつとしゃべったけれども、環境省の職員からもそういう話が出たのです、20mSvという言葉。そのときも私びっくりしました。それが本音なのかどうか。解除要件としての決まりはそうだとは思うのだけれども、どこまでお互いに歩み寄ってやっているかということを理解してもらっているのかどうか。その辺お答えいただきます。

○議長（高橋 実君） 中村課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） ご質問、あるいはご指摘ありがとうございます。まず、進捗について本当に見込みが誤っていた点はもう申し訳ない次第でございます。着手、完了でお出ししていますのは、本当にその11月末時点の結果を今取りまとめている関係で、そこをどうにも分けようがないところございまして、実際大部分完了しているところもあるので、そういう形で数字としてお示ししている次第でございますので、そんなに実際の除染進捗とそれはないのかなとは思っている次第でございます。一方で、そんな急がないきちんとした対応をという点も、我々としては急ぐといつてもそれによっていかげんなことをするというつもりは毛頭ございませんで、今実際に現場で行われていることを改めて整理しながら、できることを迅速にできるだけやらせていただくという中で年度末と申し上げた次第です。施工の中で簡単ではない部分も、あるいは先ほども申し上げましたとおりどうしても個々の関係人との調整で、一つ一つで見れば調整が難しい場所もあるとは思ってございまして、そうしたものは明確にさせていただいて、きちんと作業はできるところはきちんと年度末までに何とか進めたいという形でご説明した次第で、それによって実際の除染がいいかげんになるとか、例えば現場で安全な施工が行えなくなるようなことはないようにしたいと思ってございます。

最後の点、私からは環境省の職員からも20mSvという話が出たという点は先日お会いした際にも伺ってございます。支所でそういった数字を現場で出したという話だったかと思いますが、改めて環境省が除染する際には $3.8\mu\text{Sv}$ を切ったからもういいですというつもりは全くございませんで、例えば小良ヶ浜共同墓地にしてもそのほかの場所にしても、さらにできることをできるだけ探しながら対応しているという状況でございますので、その点、線量を下げられることはとにかくやらせていただくというのが環境省としての今の立場でありますので、念のためその点も申し添えさせていただきます。

○議長（高橋 実君） 師田副本部長。

○内閣府原子力災害現地対策本部副本部長（師田晃彦君） ありがとうございます。先ほど私が申し上げましたのは、あくまでも原災本部で決められた避難指示解除の要件のルールとしては20mSvというのが定められていることをご紹介したものでございますが、先ほど中村課長からもありましたとおり、我々としても長期的には追加被曝1mSvを目指すということについてはそのとおりでございますので、もちろんそれに向けまして、例えば住民の皆様から懸念の声があれば丁寧なフォローアップな

んかもやってまいりますし、例えば線量マップを作るとかいろんな防護措置なども総合的に取り組みながらできることはやっていくということは前回も申し上げたとおり変わってございませんので、ご理解いただけたとありがたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。解除要件の20mSv以下というのは、教科書に載っているのはそういうことであると思いますが、ぜひそういう言葉はあまり出さないでいただきたいと。0.6mSvとか0.7mSv前後で議論しているわけですから、そういう数字を踏まえて答弁していただくと非常に私はありがたく感じますので、今後よろしくお願ひします。

あと、環境省は、肃々と除染はやっていただいているものと思っていますので、ぜひ、急いだからと手抜き工事をする気はないって、それは言葉であって、人は急がせられればやっぱり抜けるところ出てくるのです。だから、その辺を十分気をつけて前に進んでいただきたいと要望しておきます。よろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） あとほかに質問ある方、手挙げて。1人だけか。ないのね。

1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） ありがとうございます。皆さんからいろいろ質問、ご意見ありました。どこから聞けばいいのかというところなのですが、まず今回のこの8ページのデータ、前回、9月末のデータのほうが除染の進捗率上だった気がするのですけれども、何で下がるようなことが起きるのかというのが1点。

それと、基本、町としては除染なくして避難指示解除なしという大前提があります。なので、おおむね、要はこの8ページの一番右下、83%のところが100%におおむねなりますよというお話をだったので、我々としても除染ができるのであれば線量も低減するだろうというところで避難指示解除、11月30日でいいのではないかというような話をしたつもりでいます。それがこの今の83%なのか、もしかしたらもっと低いのか、その状況だったらまた判断違った人もいると思うのです。なので、今9番議員から、そんなに焦らないでしっかりした仕事してよというのはもちろんのですが、まだ除染終わっていないので。解除しているのですよ。実際3月末までに終わらせますなんていう話持ってられるのではなくて、本当だったら今月中、最低限今月中には終わらせますよとか、今月は年末年始入るので来月中旬には終わらせますよとか、そういう工程管理してここに来ているのかなと思ったら、年度末までにできますって言われて、はい、そうですかって聞けないです。その辺りどう考えていられるのか。

それと、先ほどから解体があるから除染ができないところありますよというようなお話さんざんされていますけれども、除染と解体って同じ元請が請け負っていますよね。多分最低限月1回、もしかすると月2回ぐらいは工程会議等々やられていて、進捗状況って把握できますよね。その中で、本当につかみ切れていたかったの。そこが非常に疑問なのです。もしかしたら解体チームと除染チームは

あるのかもしれないですけれども、元請は多分把握できていたと思うのです。それが元請が違うような状況の報告をしているとすればこれペナルティー問題だと私は思うのですけれども、その辺りの件お聞かせください。

○議長（高橋 実君） 中村課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） まず、重ねて今回の進捗に関して遅れが出た点、大変申し訳なく思ってございます。その点はもう本当に何も申し開きできない状況になっていると思っております。それを踏まえて前回、今回こういうことがあったのだ、まず数字として9月末で例えば71%という数字をお示しした際には、そういうのにどうしても着手予定が含まれていて、その結果、実際にはなかなか予定どおりに着手できなかつた結果として、少しそのときにお示しした71%よりすごく低い値になってしまっている次第でございます。原因につきましては、ご説明させていただいているとおり、やはり解体との調整の関係が主な原因になっている次第でございます。83%のところ、本当に私のそれは前回も含めたご説明がよくなかった可能性もございまして、その点も含めておわび申し上げます。83%とお出したのは、もともと全体が完全に完了すれば100%になるところ、分母の中に未同意とか、あるいはどうしても県道事業との調整をしないとそもそも除染に入れない箇所がある関係で、そこを除いて完了すれば83%といったところでございます。こうした意味で、こういった箇所については本当に引き続き未同意のところは同意にするように努めますし、県道事業との調整がつけば少しでも前に進めるようにいたしますけれども、なかなかそこも含めて完全には完了難しいので、そうでないところについて何とか11月末までに完了したいということでお出した、こういった数字でございました。そういう意味で、どうしてもその目標すべきところはまずは83%といったところになってきてしまうところはございます。一方で、実際にその83%でお出した際に、そこに向けての見込みが甘かったという点は本当に重ねておわび申し上げます。やはり実際には個々の案件ごとにどうしても、そのほか一人一人のご事情、あるいは一つ一つの現場の状況で、最終的にはなかなかすぐには達成が難しい点があったということが、積み上げたところ、その83%に向けての、もともとやれるはずだったところの8割ぐらいにしか今のところできていない結果、その66%という数字になってしまっているという状況になってございます。工程会議などにおいても、完全に、その一つ一つの現場の状況は工程会議の中で、例えば解体であれば解体としきちんと、それは環境省や受注者、あるいは分室の職員も含めて参加しながら工程管理はしておりますつもりだったのですけれども、結果としてその部分きちんと積み上げてみた際に最終的なその進捗率に至っていなかつたというところと、やはり進捗率として見た際に面のときにもかなり、最終的な、最後の月に一気に上がっていたというような状況もあって、その点見込みが甘かったという状況でございます。

そういった中で、次に何か今この場でお答えする際になかなかそういう、まず遅れた点については本当におわび申し上げるしかないと思っておるのですけれども、それを踏まえて、では例えば今中

に完了させるとか、あるいは来月までというところを、受注者とも当然できるだけ早いということを調整はしておりますのすけれども、なかなか今の時点で本当に、次にお約束するときにまた改めて裏切るようなことがないようにする観点から、そこまでの形でお示しできていないと、そういう状況になってございます。ただ、環境省としていつまでも待つていいと思っているわけでは、もうそれは毛頭ございませんで、外縁であっても除染なくして解除なしだという点はもともとよく認識してございましたし、その点を踏まえてこれまで除染ができるだけ進めてきたつもりでございます。そういう中で、実際に外縁除染の進捗が遅くなった点はもう本当に申し訳ないと思っている次第で、なのでそのできる限り迅速にという点は、もうそこはそのようにしたいと思っておりますし、工程もそのように管理したいと思っておるのですけれども、今の時点でそういう意味でかなり不確実性がある部分もどうしても残ってしまいますので、全体として申し上げるとそうなってしまっていると、そういった次第でございます。

一旦、以上でございます。

○議長（高橋 実君） 1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） 元請が工程管理をしていて、それを環境省に上げてくるわけではないですか。そこを確認しながら進捗って分かりますよね、どこまで進んでいますって。だって、元請だって自分で進捗管理をしていますよね。なので、これ終わるか終わらないかってどこかの時点で分かりませんか。環境省含めて。それが分からないというか、11月末までにおおむね終わりますよって言われるのって非常に不思議なのです。どういうトリックがあるのか分からないすけれども。例えば元請が終わりますよというような情報を出しているとしたらペナルティー必要ではないですかというところを1点。

あと、今の時点、分かったのがいつか私分からないので分かりませんが、除染できるところをしないで解除してしまったというところがあるので、本当に本来ならば最低限今月中に終わりますよとかというようなお話をいただきましたかったです。なので、これ詰めていかなければいけないでしょうけれども、丁寧な除染を確実にやっていただくのはもちろんのこと、3月末までですよなんてのんびりしたこと言わないで、例えば1月末ですよとか、そういった話をどこかのタイミングでお知らせいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 中村課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） まず、その工程管理の点については、重ねて我々の甘さがあった点があると思ってございます。当然元請との間では例えば除染に関して、まずその83%という数字については、その点本当に私どものお示しの仕方がよくなかった点あると思ってございますが、そこに関しては全体の中から県道事業との調整と、未同意部分を除いた部分については達成できるという形で出した数字になっておりますので、その点は、11月末までに完了できるという形で受注者と確認した中でお出しした数字で、一方でその途中の進捗

見込みについては実際の進捗状況を踏まえて受注者と相談した上でお出ししてきていたという状況でございます。個別の管理を工程会議でやっていく中で、なかなか全体としての進捗状況にまできちんと我々と元請受注者とで把握して整理ができていなかったという結果として全体の結果がなかなか伸びなかつたという状況になっている次第です。ただ、ペナルティーという話もございましたが、当然元請受注者とは認識を改めてすり合わせつつ、厳しく今回の点については指導していく所存であります。ただ、そういう中でどこまで、ペナルティーとか、そういうところまでいけるのかという点は我々でも考えたいと思っている次第です。

もう一つ、要はその悠長なことを言っていないでという点も本当に申し訳ございません。もうできるだけ迅速にという点はよく認識しております。先ほどのそういう意味で、安全には当然やる中でできるだけ迅速にやった場合の工程を改めて受注者とは整理したいと考えてございます。今さらかと言われるかと思うのですけれども、どうしてもなかなか我々と元請との間だけで調整し切れない事象が関係人の方等も含めてあつたりするところもあるので、明確にいつまでに全部終わるみたいなことが今なかなか申し上げられない中での年度末というお答えをさせていただいている次第なので、その点は本当に重ねて申し訳ないと思ってございますが、ただ全体の中で少しでもできるところはどんどん進めていく形で迅速にやるというような工程をきちんと組んでいきたいと、そのように考えております。

○議長（高橋 実君） 1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） 私は、環境省の事業って、フォローアップとかすごくしっかりとやっていただいて、住民の安心につながる事業だと思って非常に評価していました。やっぱり今回の件は非常に残念です。いろんな問題があったのかもしれません、今後しっかりとその辺は整理していただいて、今後一切こういうことがないように。また、もう解除してしまっているという事実があるので、ぜひ迅速にできなかつたところ、これから工程組んでいただくのをどうけれども、しっかりと除染は今までどおりやっていただきながら、少しスピードアップを図れるように。その辺をしっかりと見させていただいてまたこれから判断させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いしておきます。

○議長（高橋 実君） 中村課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） 本当に申し訳ありません。私自身も信頼いただけるようにこれまで除染と解体を環境省として一丸となって進めてきたつもりでございますし、その際ご指導もいただきながらやってきたところでこのようになったこと、特に全協でご答弁申し上げる点の重さも含めて考えると本当に申し訳ないと思っております。少しでも信頼を回復させていただけるようにこれからの姿勢を厳しくご指導いただければと思っております。よろしくお願いいたします。申し訳ありません。

○議長（高橋 実君） では。

○副議長（堀本典明君） 議長。

○議長（高橋 実君） くどいようで申し訳ないのだけれども、もう一回。

点・線は点・線ではないのか、外縁は外縁だというのであれば、特に線拠点に関係した外縁の部分で、今から解体、農地除染の玉出しがどれくらい出てくるのか。そして、今副議長も言っていたけれども、1月中に終わるのか2月17日完了予定というのもあるみたいのこと聞いているのだけれども、この中で今からの玉出しがあるのだったらもうアウトではないか。この話何かしていないみたいだけれども。仮に外縁の部分の21棟で今から出てくるという予定があったら、今2時間かけた話飛ぶぞ。だから、さっき言ったように、点・線は点・線なのか、外縁は外縁なのかって、正直言うと助け舟を出したのだけれども、10月19日の全員協議会のやつも見ると、前半のうちからもう外縁、外縁ってなっているのだけれども、そこをはっきり事業者で説明して了解もらわないと、こんなの3月になつたってできないぞ。今から特に玉出しがあるなら。線に交わって、点に交わって出るわけだから、こちら辺をここではっきり、怒られるとしても何にしてもらちゃんと説明してもらいたい。やるたびこういうことでは困りますので、よろしくご返答をお願いします。

○副議長（堀本典明君） 中村課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） ありがとうございます。受注者で例えばあとどれくらい玉出しがあるかというような話も聞いてございまして、我々で思っているものと、例えば受注者で玉出しがあると思っている中の多くは県道事業との調整部分だったりとかいうこともあって必ずしも数は一致しないのですが、ただ議長のご指摘のとおりで、正直に申し上げると現時点でまだ解体申請をいただけてないご自宅も外縁沿いにそれなりにあるという状況でございますので、そういう箇所についてはまず、一方でまさに受注者が現場に入って除染しようとしたら解体のご意向があったという方についてはそこから解体申請をご案内しているような状況だったりもあって、その点そういう意味で、そこからご申請いただいてなるとかなりどうしても時間がかかるところもあると思っております。そういう意味で、どうしても関係人の個々のご事情とか、あるいは工程の中に応じて、今の時点でそういう案件については一つ一つ最終的にはご意向を踏まえた工程にせざるを得ないと思っている次第です。その辺り、今こういう意味でここについて何件とかいう形でお示しできていない点申し訳ないと思っておりますが、そこは確かにこれから来る案件というところの、引き続き解体申請は受け付けている中であって、あとは実際に解体のご依頼をいただいて申請もいただいているけれども、なかなかご体調含めて3者立会いに応じていただけてない話とかも含まれている次第で、その辺りをきちんと全体の除染の工程管理でカバーしていかつたことが今回の一つの本当に環境省としての落ち度だと思っておりますので、できるだけ早くやれるところはやるという、多分そういうご趣旨で副議長からもご指摘いただいたと思っておりますし、我々もきちんと、やれるのにやらないところがないようにするという趣旨でお答えしておって、逆に言うとどうしても個々のご事情の中で全てをクリアし切れないかもしれないという点は、そこはきちんと整理した上で、改めてここまで、例えば83%という数字のお示しの仕方も全体の中から県道事業

との調整、あるいは未同意分を除いた形で全部一気にという、そういう形でお示しした点があったかと思うのですけれども、そういう中で本当に個々の事情でどうしても難しい、例えばまたそういう結果として申請いただいて、整理できて、その詳細調査できたから玉出しということになるので、そういうどうしても当初見込めていなかった分というのがこのくらいであるというところも併せて、やれることはきちんとやるという、その辺りを多分含めて改めて整理したいと考えている次第です。直接的に議長のご指摘のお答えになっているか分かりませんが、そういったことになります。

○副議長（堀本典明君） 議長。

○議長（高橋 実君） とにかく今しゃべった中で、質問に対して、今残っているやつい今までだ、1月末までにできるか、2月末までにできるか、3月末までにできるのか、早くしてくれよという話に、今から未同意のやつが出てくるとか、同意もらっていてもまだ元請に落としていないとか、そういうものがあるだったら今までの答弁またおかしくなるよって心配しているの。ここをちゃんとしないと。これするのには、点・線は点・線で当初別だったのだからどうなのだか。それで、高いところあれば際除染、外縁除染でやらなければならない部分があるという話であれば理屈にはまるのだ。これを全部外縁除染、線なら線に面しているところ全部やるような話しぶりになってしまっているから、後で困らないかいという私の心配。大丈夫だというならば別に構わないのだ。

○副議長（堀本典明君） 中村課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） ありがとうございます。まだ純粋に個々の調整が関係人との間でついていないものについては、そういう意味でまだ受注者にすぐに多分提示できないものもあるというか、一旦提示したものについても結果的に進行できないということになれば改めて申請含めて調整した上で提示するということが残っているのはおっしゃるとおりと思ってございます。結局全体の中で、確かに外縁除染というものは何かということではあるのですけれども、もともとをたどれば昨年の秋ぐらいまではあまり外縁除染の進捗とかはお示ししておらず、点・線拠点の線量ということで基本はご相談していた点もあったと思っている一方で、ただ様々な状況の中で、まず除染なくして解除なしというところも含めて外縁の進捗もその一つの重要な判断材料であるという受け止めということで認識しておって、環境省としてもそこはそういったつもりでいた次第ですので、ただその意味で83%という形でお示しした結果としてそういった個々の個別の事情を拾わない形ですべからく県道事業と未同意以外はできますと申し上げた、そこが環境省の落ち度だったと思ってございますが、改めてできるものはここまで、そこについてはきちんとやらせていただくと、残りについても最終的にはきちんとやるのですけれども、ただ本当にそこは個々の事情の中でどうしても難しいということを、それは受注者も含めてですけれども、施工できるのにやらないという意味ではなくて、どうにもならない事情があるところについて改めて丁寧にそういう点をお伝えして、そういう形でご理解をいただくようにできればなと思っている次第です。そういう意味で、点・線拠点の除染自体は完全にできているとは思っておりまして、ただそういった背景、

あるいはご指摘を受け止めさせていただいた結果として、今外縁の進捗について何とかきちんと上げられるように努力したいと、そういったところであります。

○副議長（堀本典明君） 議長、どうぞ。

○議長（高橋 実君） ちなみに、線拠点の解体の分で11月30日時点で11棟やっていると思うのだけれども、そのうち2棟終わって、今現在進行形が9件あるのかな、大体。この中で、完了予定の最初が2月17日の予定でいるみたいだけれども、これは除染までやって完了だと思うのだけれども、まさか解体だけやって完了だっては言えないから。そのほかにこの線拠点のライン、さっきも言ったけれども、出てくるという可能性があるのだったらまた議会から騒がれるよって心配しているの。あのとき2月なら2月で終わるって言っただろうって。後から未同意のやつが同意して上がってきたらこれは別ですよって、そうなつたらばそつう説明するの。それでは議員は理解はできないぞ。だから、点・線拠点と外縁の区別をして、ちゃんとここを説明すれば後から未同意が上がってきたってちゃんと説明できるでしようって私は言っているだけ。

以上です。

○副議長（堀本典明君） 中村課長、どうぞ。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） まず、既に解体に着手できている箇所については、まさに先ほどのご指摘にもありました、2月末までには何とか完了できるように相談していきたいと思っておりますし、あとご申請いただいている中で既に立会いを実施できているところについては、解体作業可能なところはすぐに着手して、そこを年度末をめどにと申し上げている次第で、一方で、おっしゃるとおり、まだ立会いがどうしても実施できていない箇所とか、あるいは直近で申請をいただいたので詳細設計調査が実施できていない箇所は確かにそういう意味で今ほど申し上げましたとおりございまして、そこはできるだけ迅速に調整して解体に着手できるようにしたいと思ってございます。そういった箇所があるのはおっしゃるとおり事実でございます。一方で、どうしてもやはり解体については関係人のご事情も多く関係していて、その一部についてはそのご意向があつても現時点でもまだご申請に至っていないところがあるというのはご指摘のとおりでして、そういう箇所についても何とか今申し上げたような、例えば年度末までの完了に向けて調整はしていきたいのですけれども、まさに議長からご指摘あったとおりで、最終的にはそのご意向に沿いながらどうしても対応を進めていかざるを得ないと、そこはそのように思っている次第です。

○副議長（堀本典明君） 議長。

○議長（高橋 実君） とにかく後から上がってきたやつ、ここでこういうような答弁したから、しばらくは着工できないということのないようにしてください。これだけはきつくお願いしておく。

終わります。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 私も議長の言うとおりだと思うのです。点と線に関しては、取り合いあるのは行政区長とか、墓地だったり、あとは道路管理者とかだったから工程どおりできましたよね。外縁に関しては、個人の意向もいっぱい入るわけです。個人の意向でこういう状況になっているわけです。だから、今から年度末まで終わらせるといつても終わるはずがないのです。だから、その辺をやっぱりきちっと言ってもらわないと大半の人は、ああ、終わらせるものだと思っていますので。個人の意向は環境省でもどうにもならないと思うのです。町でもどうにもならないと思うのです。だから、そういうことを踏まえれば、まさに課長の言うとおり、同意をもらって立会い受けたところはありますよっていっても、2月くらいに立会いを受けたら年度末までに終わらなくなってしまうでしょう。そうすると、今回の落札者の工期からいうと工期内では終わらなくなってしまうのです。だから、その辺をきちっと理解してもらわないとまた同じ問題が起きると思います。議長と同じ考え方です。

○議長（高橋 実君） 中村課長、時間もないから、そういうことですので。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） 承知しました。

○議長（高橋 実君） 議員各位もみんなそういうような考えだと思いますので、とにかく地域住民の要望に沿して事業は進めてください。

それと、再度もう一回言っておくから。言いづらても何でも、ちゃんと説明だけは各担当できるようにしてください。そうすると時間も早く終わるのだから。

では、資料2、資料3、資料4、一括で説明してください。

中村課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） 環境省、中村でございます。仮置場の状況につきまして私から説明させていただきます。続けて各担当で順次説明していくようにいたします。

まず、仮置場の状況につきまして、右肩14ページ御覧いただけますでしょうか。こちら仮置場の全体状況についてお示ししたものでございます。大きく分けて、現在富岡町でお借りしている仮置場、3種類のカテゴリーございます。1つが現在もう既に仮置場としての機能をなくして復旧工事に移っているもの、それがオレンジ色の松の前の拠点のところでございます。もう一つが黄色の、いわゆる除去土壌とか解体廃棄物のようなものはなくて純粹に遮蔽土だけを保管させていただいている箇所が、それが松の前の拠点外のところと赤坂1、深谷2、深谷4といったところでございます。最後に、現在時点でも引き続き除染物、あるいは解体物を保管させていただいている箇所になって、それがピンク色のところになってございます。それぞれ時間の関係もございますので簡単にご説明申し上げますが、松の前、既に仮置場の復旧工事を施工させていただいているところでございまして、施工完了次第返地に向けて個々の地権者とご相談していきたいと考えてございます。黄色のところ、松の前、あるいは赤坂1のところでございますが、現在、遮蔽土フレコンを破袋して施工しているというところでございまして、特に深谷2と深谷4につきまして、そこにあるフレコンについては赤坂1、ある

いは松の前拠点外に運んでいくという形で、そこを空にしていくといったような形を今施工しているところでございます。ピンク色のところ、今引き続き置かせていただいているところでございますが、解体廃棄物や除染可燃物を保管させていただいている深谷3については、機能を順次深谷国有林、あるいは赤坂2に移していきたいと考えてございます。また、赤坂2と深谷1につきまして、今現在、主に解体廃棄物などを保管してございますが、もし除去土壌について今後深谷国有林に入り切らない場合はそちらに保管することも考えている次第です。また、深谷国有林につきましては、引き続き除去土壌、あるいは解体廃棄物を保管させていただきたいと考えてございます。今後、こうした資料で随時状況をご説明したいと思ってございます。

仮置場の状況につきましては以上です。

○議長（高橋 実君） 資料3。

輸送課、三浦さん。

○環境省福島地方環境事務所中間貯蔵部輸送課企画官（三浦真一君） 続きまして、輸送課の三浦から資料3、中間貯蔵施設への輸送について説明をさせていただきます。

16ページを御覧になってください。黄色い枠で囲っているところを御覧になってください。こちらが富岡町、その町内からの輸送の実績となっております。計画1万m³に対しまして実際の輸送実績が1万360m³ということで、無事に本年度の輸送を完了いたしました。皆様のおかげで無事に終えることができました。この場を借りて御礼申し上げます。それから、今度は黄色い枠の外側の部分なですけれども、こちらが全体の輸送の量になります。計画28万9,000m³に対して、11月30日の時点で26万8,901m³、率にして92.7%の進捗であります。引き続きこちらも100%に至るまで気を抜かずに進めてまいりたいと思っております。

次、ページおめくりいただきまして、17ページを御覧になってください。こちらは参考として示させていただいているのですけれども、輸送で使用しましたルートになります。現在は終了しておりますので、参考としてよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（高橋 実君） 資料4。

廃棄物対策課、小福田さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部廃棄物対策課廃棄物処理施設運営管理室室長（小福田大輔君） 環境省、小福田です。それでは、私から特定廃棄物の埋立て処分関係についてご説明いたします。

まず初めに、特定廃棄物埋立て処分場、旧エコテックにつきましては、6年前の平成29年11月17日より廃棄物の搬入を開始したところでございましたが、11月の広報紙でも折り込みでご案内させていただきましたとおり、10月末をもちまして特定廃棄物の搬入は終了したところでございます。これまでに大きな事故もなく、当初のお約束どおりに搬入が終わったということは、これもご地元の皆様の

ご理解があつてのことと考えております。改めて厚く御礼申し上げます。当初のお約束どおり、残りの4年間は双葉郡8町村の生活ごみを搬入することになっておりますが、引き続き事故のないように事業を進めてまいりたいと考えてございます。

それでは、中身のご説明に入りたいと思います。19ページを御覧ください。こちら処分施設の輸送、埋立ての実績でございます。10月末時点の数字でございまして、累計で29万6,375袋の搬入を行ったところでございます。下に搬入当初と最新の写真をつけてございます。現在はもう最上段まで廃棄物が埋まっているような部分もございまして、一部は最終覆土の施工が始まっているような状況でもございます。

次、20ページを御覧ください。こちらは、埋立て実績をグラフにしたものでございます。先ほど申し上げましたとおり、10月末の実績は29万6,375袋、そして残りの4年間は生活ごみを搬入することとなってございますが、生活ごみにつきましては大体年間で1,000袋程度を見込んでいるところでございまして、残りの4年間の累計で30万袋程度になるのかなと見込んでいるところでございます。

それでは次、おめくりいただきまして、21ページを御覧ください。こちら環境モニタリングの結果についてでございます。これまでお示ししているものと同様、空間線量率や河川等のモニタリング結果につきましては特段異常等々はなかったところでございます。こちらにつきましては、9月の全員協議会の場におきまして、ほかの河川との比較をしてほしいというようなご意見があったところを踏まえまして、次の22ページと23ページでその比較した内容をお示ししているところでございます。22ページが河川との比較の具体的な数字、23ページは具体的なモニタリング地点を地図上でお示したものでございます。結論といたしましては、ほかの河川との比較を行ったところではございますけれども、例えば健康項目については全て不検出であつたり検出下限値未満でございましたし、例えばほかの基準がない生活環境項目につきましても、処分場の下流の河川とそれ以外の河川を比較いたしましても特段違いはないかなと考えているところでございます。23ページは地図でございますので。

次、おめくりいただきまして、24ページを御覧いただければと思います。先ほど申し上げましたとおり、埋立て処分場につきましては残りの4年間生活ごみだけの搬入となると申し上げたところでございますけれども、それに当たりましてこれまで実施してきたやり方から一部運用の変更を考えているというものがございますので、その内容をここから3ページほど使ってご説明したいと思います。変更したいと考えている内容は3点ございまして、下の表を御覧いただければと思います。詳細は後のページでもご説明いたしますが、まず1点目は輸送ルートでございます。現在、生活ごみについては浪江町にございます北部衛生センターから常磐道を使って富岡のインターで下りて処分場に持つてきているというようなところでございますけれども、これを一般道を使用すると変更したいなと考えているところでございます。富岡町内に関しましては、富岡のインターを下りてから6号に出るまでの部分がなくなるのかなと考えているところでございます。

2点目、輸送車両の管理・運用でございます。これまででは処分場に運搬する台数は1日で最大65台

ということで、それなりに多くの台数があったということもございましてシステムを使っておりましたけれども、生活ごみになりますと台数がかなり減るということを見込んでおりますため、システムを使わないということを考えているところでございます。細かい台数については精査中でございますけれども、少なくとも毎日運ぶということではなく、月に数日とか、そういう程度の運搬頻度になるとこのような見込みでございます。なお、上の箱の部分に記載ございますけれども、次に生活ごみを運ぶのは年が明けまして1月を予定しているところでございます。そして、フロントマスクにつきましては、これまで緑色のマスクをつけておりましたけれども、これをつけるのをやめることを考えてございます。詳細は後ほどご説明いたします。

そして、3点目でございます。これは地盤改良用収納容器の詰め替え場所でございます。生活ごみにつきましては、処分場に埋めるための容器に詰める作業を今北部衛生センターで実施しているところでございます。これは、今後、来年度から処分場の中で実施したいと考えているところでございます。詳細は後ほどご説明いたします。

それでは次、25ページを御覧ください。こちらでは、ルートと車両管理についてご説明いたします。先ほども申し上げましたとおり、生活ごみの運搬だけになりますと輸送の量がかなり減るというようなところでございます。このため、常磐道を使わずに国道6号線を使うルートを計画しているというところでございます。そして、システムを使わない代わりに、運転手に通信機器を常時携行させることによって直ちに連絡ができる体制を確保したいと考えているところでございます。もう一点、フロントマスクにつきましてですけれども、これまで下に示している写真のとおり緑色の特定廃棄物等運搬車というマスクをつけていたところでございますけれども、こちらをつけることをやめたいと考えてございます。その意図としてなのですけれども、これまででは言ってしまえば特定廃棄物という放射性物質に汚染されている廃棄物を運んでいたということでございますけれども、今後は双葉8町村の生活ごみ、家庭ごみだけになりますので、かえってフロントマスクをつけていると危ないものを運んでいるではないか、逆に風評被害につながるのではないかということを懸念してございますので、フロントマスクについてはむしろつけないほうがいいのではないかと考えている次第でございます。

次、26ページを御覧ください。こちらは、地盤改良用収納容器の詰め替えについてでございます。先ほども申し上げましたとおり、今北部衛生センターにおいてその容器の詰める作業を行っているところでございます。そして、北部衛生センターともう一個、南部衛生センターが組合の焼却炉ございますけれども、南部衛生センターは今改良工事のために稼働が停止している状況であると承知しているところでございます。組合の資料によれば、南部衛生センターも令和7年度から稼働を再開する予定というところでございますので、今後、生活ごみを運搬するということを見据えますと、一回南部から北部に持っていくってまた持ってくるとなってしまうと非常に非効率でございますので、処分場の中で詰め替えを実施したいなと考えているところでございます。

次、おめくりいただきまして、27ページを御覧ください。こちら処分場での処分方法についてご

説明いたします。今後はこのような計画で埋立てを実施していきたいなと考えてございまして、今年度、下流側区画の北側、赤い濃い部分につきましてはもう既に最終覆土の施工に着手しているところでございます。下流側区画の南側については、今年度はこの部分で生活ごみの埋立てを実施する予定でございます。それぞれ次年度以降につきましてはこの青い部分、上流側の部分のみで生活ごみの処分を行う予定で考えているところでございます。そして、最終覆土の施工に当たりましてはやっぱり土を使うことになるのですけれども、最終覆土施工では遮蔽土の利用を積極的に行いたいなと考えているところでございます。これによって町内の仮置場の解消に少しでもつながることができればなと考えているところでございます。

次、28ページでございます。モニタリングについてご説明いたします。このような頻度でモニタリングを行っているというところのご紹介でございますけれども、今後生活ごみだけの埋立てになりますけれども、特段頻度を変えずに次年度も実施したいなと考えているところでございます。

次は話題が替わりまして、おめくりいただきまして、30ページを御覧ください。リプルンふくしまについてご説明いたします。こちらにつきましては、直近で参加したイベントについてご紹介させていただいているところでございます。特定廃棄物の埋立て処分というのは終わりましたけれども、このリプルンにつきましてもまだまだ事業続いていますので、継続して運営をしてまいりたいと考えているところでございます。

それでは次、少し話題が替わりまして、クリーンセンターふたばへの廃棄物の搬出についてご説明いたします。32ページを御覧いただければと思います。皆さんはご承知かとは思いますけれども、クリーンセンターふたばはもともと大熊町にございまして、震災前は双葉郡の生活ごみを処分していた最終処分場でございました。震災によって休止していたところでございますけれども、拠点で発生した家屋解体の廃棄物をクリーンセンターふたばを処分場として活用させていただくことになりました、整備工事を環境省で行いまして、今年の6月からクリーンセンターふたばでの廃棄物の受入れが再開したというようなところでございます。現在、富岡町で、拠点で発生した解体の廃棄物について、深谷国有林の仮置場等に置かれているような状況でございましたけれども、クリーンセンターふたばへの持っていく準備が整ったというところでございますので、年が明けて2月頃から2週間程度かけてクリーンセンターふたばに順次持っていきたいなと考えているところでございます。搬出のルート図については右側に示してございまして、中間貯蔵の運搬ルートと同じで計画しているところでございます。

最後、安全対策についてご説明いたします。最後のページ、ページ33を御覧ください。安全対策については、当然のことですけれども、徹底してまいりたいなと考えているところでございます。特筆すべき事項といたしましては、クリーンセンターふたばに運ぶ車両はピンク色のマスクをつけるようにしてございますので、こちらでクリーンセンターふたばの運搬車ということを明示するというようなところでございます。あと、こちらは特定廃棄物を運搬するということもございますので、シス

ムを使って運行管理を行うところで計画しているところでございます。

私の説明は以上でございます。

○議長（高橋 実君） ありがとうございます。

説明が終わりましたので、これより質疑を行いますが、ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なしということですので、これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件1、除染解体工事及び中間貯蔵施設への輸送並びに特定廃棄物埋立処分事業の状況についてを終わります。

午前中はこれで終わりますので、1時15分まで休憩します。

休 議 (午後 零時20分)

再 開 (午後 1時10分)

○議長（高橋 実君） では、再開いたします。

付議事件3に入る前に、福島県より相双農林事務所農村整備部、佐藤副部長と茂木第三課長が説明のために出席しております。

初めに、佐藤副部長よりご挨拶をお願いいたします。

○福島県相双農林事務所農村整備部副部長（佐藤健一君） 相双農林事務所農村整備部の副部長をやっています佐藤と申します。よろしくお願いします。

○福島県相双農林事務所農村整備部農林整備第三課長（茂木真司君） 同じく農村整備第三課長の茂木と申します。どうぞよろしくお願いします。

○議長（高橋 実君） ありがとうございました。

それでは、付議事件3、滝川ダムの成り立ちと今後の施設管理等についての議題に入ります。

初めに内容の説明を受けた後、現地視察を行い、質疑については視察より戻ってから行いますので、皆様のご理解をお願いいたします。

それでは、説明を佐藤副部長よりお願いいたします。

○福島県相双農林事務所農村整備部副部長（佐藤健一君） それでは、私から説明させていただきます。

まず、お配りしましたこの概要書の資料を御覧ください。富岡町を流れております富岡川と紅葉川等の2級河川につきましては、元来流況が狭く、あと流域も小さいということから、町全域のところで農業用水として水不足が発生していたというようなところでございます。古来より河川の脇等につきましては水田があったところなのですけれども、それから高台も結構ございますので、ため池ですか用水路等の水源整備を行なながら、そういう地域を開拓されまして農地を増やしていたという歴史的なところがございます。特に昭和に入ってからは食糧増産という施策もございまして、畠地か

ら水田への転換が進んでおります。データが残っています昭和4年から滝川ダムの事業計画が承認を受けました昭和60年までの約60年間の間、250ヘクタールほど町内で水田が増えているというような状況でございました。この間に昭和時代に入りましてから館山ため池が昭和9年、荻ため池につきましては昭和13年、毛戸ため池につきましては昭和41年ということで、こういった大規模なため池が築造されまして、さらに昭和50年代に入りましてからは富岡川を水源とします滝川幹線用水路が整備されたところでございますが、水田増加に対する水源確保がこれでも追いつかないというような状況で、抜本的な水不足解消には至っていなかったというような状況でございます。

このような状況の中、ダムの建設が計画されまして、昭和58年に富岡町から県に対しましてかんがい排水事業の調査申請が出されたところでございます。これを受けまして、県としましては調査を開始して、昭和62年にダム建設事業に着手したというところでございます。当初の計画としましては、町の水道事業と共同事業というようなことでスタートしておりましたが、楳葉町に建設されました木戸ダムを水源とします双葉町の広域水道事業というのが途中から立ち上がりまして、平成2年度に富岡町の水道水源も木戸ダムに移行するということが決定しまして、これによりまして農業用ダムとして建設するというところに至ったものでございます。

次に、付け替え県道についてご説明したいと思います。資料のこの付替道路というようなところを見ていただければと思います。また同時に、隣にあります事業の沿革を御覧ください。ダム工事に先立ちまして、平成元年度から富岡川の河床付近を通っておりました県道小野富岡線、こちらの旧県道を付け替える工事を実施しております。平成13年度末にこの県道の新たなバイパスが完成いたしまして、平成14年4月には付け替え県道の開通式を挙行したところでございます。付け替え県道と並行してダムの本体工事の準備作業は進めておりまして、平成13年4月に河川転流工という、沿革の写真にありますこのちょうど人が座って茶色い水のあるところかと思いますが、河川を閉め切るための準備段階としてトンネルを掘って水を切り替えたという工事を行っております。それを平成14年8月に転流式として開催しまして、同年10月にダムの本体工事に着手したところでございます。掘削工事ですかコンクリート打設の仮設備が完成しましたのが平成17年でございまして、平成17年3月に本体コンクリート打設工事に着手したところでございます。同年7月には、県知事ですか町長、また町議会の議員の皆様を招待しまして定礎式というものを開いております。この際に、写真の中央にもありますとおり、小学生が礎石を添えるというような式典もいたしたところでございます。その後、冬期間の休工等を挟みながら工事は順調に進みまして、平成18年9月にはコンクリート打設20万m³を達成しまして、平成19年7月にはコンクリート打設が完了したところでございます。その後、ダム管理制御設備等の工事を進めまして、平成21年11月から試験湛水を開始し、平成22年4月には満水を迎えております。その後、半年間程度仮運用した上で、貯水によりますダムの挙動に異常がないことを確認しまして、平成22年11月に試験湛水を終了しております。平成23年2月には、県知事ですか町長、それから町議会の皆様等を招いて竣工式を挙行しまして、滝川ダムが完成したところでございます。

次に、同じパンフレットの経年写真というページを御覧ください。左上にありますのが掘削工事着手前の状況です。平成14年11月。右下、一番下にありますが、平成22年4月に満水に達成した状況でございまして、この間、順次基礎掘削から仮設設備の設置。仮設設備につきましては下に大きな写真で載っていますコンクリート打設ですとか、資材運搬につきましてはタワークレーンの設置状況はこのような状況です。コンクリート打設をしまして、右上にあります平成17年11月の写真につきましては、本体打設中となっておりますが、ブルーシートで覆われている状況でございますが、これは冬期間で、日中の平均気温が4度以下になるとコンクリートが打設に向かなくなりますので、品質確保のために冬期間は打設を休止しておりました。この間にブルーシートで覆いまして、水をかけてコンクリートが凍らないような状況をつくっております。その後、先ほど言いました20万m³達成、本体打設完了、堤体完了というようなことで順次進んでおります。

次に、ダムの主要施設の概要と今後の現状について、この資料を基に説明させていただきます。A3の資料を御覧ください。まず、資料の左上を御覧ください。受益面積につきましては、743.7ヘクタールとなっておりまして、富岡町全域のほぼ全ての水田というような状況でございます。工期につきましては、先ほども説明したとおり、昭和60年から平成22年度となっております。震災を挟みまして、平成25年度から震災時に一部機器が壊れたりですとか、地震に伴つていろいろ不具合が生じたものですから、補修等を現在までに行っております。総事業費は312億円ということで、このうち130億円は付け替え県道というようなことで、約4割となっております。

次に、主要施設の概要でございますが、ダムの形式としましては重力式コンクリートダム、堤高が74メートル、堤頂長が213メートル、総貯水量が594万トンとなっております。附属設備としまして幹線用水路を整備しております、ダムから紅葉川まで注水するような形で、約5.8キロの管水路を整備しております。現在の施設の状況でございますが、ダムにつきましては地震等で不具合があった施設につきましてはほぼ修繕を終えておりまして、運用上に支障はございません。幹線用水路、パイプラインでございますが、こちらにつきましては大震災ですとか、令和3年、令和4年に発生している地震等もございまして度々補修をしているところでございますが、一部にまだ漏水が確認されております。こちらにつきましては、県で補修工事を引き続き行っていく予定でございます。

次に、右上を御覧ください。富岡町の管理委託についてご説明します。滝川ダムにつきましては、震災前に富岡町と協議をしておりまして、当初の工事の申請時点から管理を町に委託するというような約束をさせていただいたところでございます。それで、震災がございましたが、その直前の平成23年3月までに管理委託に向けた協議が実質的には整っております、4月から管理委託をお願いする予定でございました。震災に伴いましてその状況が変わったところでございますが、町内の営農再開も順次進んできたという状況で、農業用水の確保も必要になってきた状況から、一昨年前から町と協議を再開させていただいていまして、来年の令和6年4月から町へ管理を委託したいということで今進めているところでございます。これに伴いまして、町には土地改良施設管理条例の制定等をお願いす

ることとなりますので、よろしくお願ひいたします。

次に、令和6年度の概算管理費についてご説明いたします。光熱費ですとか保守管理、それから使用料等を含めまして、おおむね2,500万円程度ということで見込んでおります。この費用につきましては、大規模な補修ですとか、突発的に発生した事故等の復旧費用は含まれておりません。それにつきましては、基本的に今後とも補助事業等を活用して県または町で補修等を行っていくというようなことで、別途費用が発生する可能性はございます。また、先ほども申しましたとおり、一部のパイプラインですとか補修等が終わっていない部分もございますので、こちらにつきましては引き続き県で補修工事を進めていく予定でございます。財源でございますが、こちらにつきましては、県の条例に基づきまして、町への委託費の半分ということで補助を予定しております。ただ、現時点としましては、加速化交付金等の復興特交制度がございますので、これを活用しまして、県から全額補助というようなことで当面の間は考えているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○議長（高橋 実君） ありがとうございます。

説明が終わりましたので、これから現地視察を行います。事務局長の指示で移動をお願いします。
暫時休議します。

休 議 (午後 1時27分)

再 開 (午後 2時32分)

○議長（高橋 実君） では、再開いたします。

それでは、付議事件3、滝川ダムの成り立ちと今後の施設管理等についての質疑を行います。質疑ございませんか。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 東京電力の原発事故とこのダムの関係で、公共賠償はしないという東電の発表なのですけれども、町で償還金を払っています。こういったものが計画どおりであればこれは納得いく話なのですけれども、やはりああいう事故のために計画どおりいっていないと。それで、今回は所有権の移転ではなくて管理を委託されるということで、所有権はまだ県に残っているわけですけれども、県の考え方として何らかの形でこれから東京電力に公共賠償をする考えがあるかどうか、その辺を教えてください。

○議長（高橋 実君） 佐藤副部長。

○福島県相双農林事務所農村整備部副部長（佐藤健一君） 県としましては、現時点で東京電力に賠償を請求する予定はございません。事由としましては、まずダム建設の費用等につきましては既に補助金等で支払いは県として終わっておりますし、建設費の町負担につきましても震災以前にいただいているので、その賠償には直接影響しないと考えております。また、震災以降にダム施設の復旧

等に要した費用につきましては復興特交措置を用いて基本的に国庫補助でやらせていただいておりますので、こちらにも直接東京電力に賠償するものではないと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 今の県の答弁を聞いて、町はそれは納得という形でしょうか、それとも何らかの形で町は独自で賠償請求を考えていくのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（志賀智秀君） 滝川ダムに関する損害賠償でございます。今県の方が述べられたように、また、安藤議員おっしゃるように所有者が福島県であるため、損害賠償請求者は同県ということになります。また、第47回原子力損害賠償紛争審査会におきまして、道路、堤防、ダム等のインフラ等については、存在する場所で本来の機能や役割を果たすものであることや設置者としての使用利益が損なわれていないことを考慮すれば、原則として損害はないものと取りまとめられております。これからすると大変厳しい状況ではございますが、安藤議員おっしゃったように、町といたしましては起債をしたり、その償還費を払ってきたりというようなことがございます。ですので、町としては大変厳しい状況ではありますが、東電とは協議は今後も重ねていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 農業用水ということで、町ではため池除染というのをやっています。ダムも、近隣の森林から雨水が流れて入ってきたり、そういったことを考えれば、ダムの除染って技術的に可能かどうか分かりませんけれども、そういった例えば湖底に汚泥がいっぱいいたまって、それが濃度が高いかどうかとか、そういったことに関しても環境省に何らかの対策を求めるとか、そういうことは考えていないのですか。

○議長（高橋 実君） 佐藤副部長。

○福島県相双農林事務所農村整備部副部長（佐藤健一君） 滝川ダムにつきましては、農業用ダムということで、現場でちょっとご説明いたしましたが、表層から1.5メートル下の温かい水を取水しております。そういったこともございまして、湖底にたまっております濃度が高いと思われる土砂等の混入は基本的にないと考えておりますし、また湖面にある土砂につきましても、ダムの堆砂の容量としましては100年以上の堆砂の余力がある状況でございますので、容量も水質も影響するものではないと考えておりますので、現時点では除去等をする予定はございません。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） このページから、受益面積743.7ヘクタールとありますが、これは震災後に

かなりの太陽光で面積が減っていると思うのですが、多分150ヘクタールくらいは減っているのでしょうか。それは引いているのかどうか。

あとは、令和6年から町に移管するということで、5番の光熱費の修繕費。電気代、通信費、車検代なんてはほとんど固定費だと思いますので、この修繕費というのはどのような部分で町で持つようになってくるのか、その辺をお聞かせください。（1）の委託後の町での予算計上が必要なものというのは、2,500万円くらいになるのでしょうかけれども、これは県で当面は出すということですので、それを考えていくと、ここの中ほとんど固定費と同じで、固定費に含まないのは修繕費だと思うのです。修繕費が大きくかかるればこの金額では上がらなくなるという可能性も出てきますので、その辺は。修繕費だから細かい数字だとは思うのですが、どのような部分にかかるてくるのですか。

○議長（高橋 実君） 佐藤副部長。

○福島県相双農林事務所農村整備部副部長（佐藤健一君） ただいまのご質問の中で、まず1つ目の受益面積につきましては、こちら震災前の面積を書いてございます。議員のおっしゃるとおり、太陽光発電等で受益が減している状況はあるかと思いますが、現時点で、復興の途上にございますので、受益を確定することができないものですから、この震災前の面積を記載させていただいたところです。

2つ目の管理費、この修繕費につきましては基本的に日常の例えは蛍光灯の球切れですか、軽微な日常簡易に行う修繕程度を見込んでいる費用でございます。ほかに、現在も続けておりますが、パイプラインですか、ダム周辺の整備が今後もございますので、そういう費用につきましては別途県で工事を委託して対応すると考えておりますので、この2,500万円には含まれておりません。

以上です。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 分かりました。受益面積に関しては震災前の面積だということで、受益者負担金は今のところ取っていないような状況なのかなと思うのですが、最終的には受益者負担金も取らざるを得ないときが来るかと思いますので、実際今の農地面積で考えていかなくてはならないなと、町ではそう考えていると思いますので、大変な状況になってくるのかなと思うのです。ただ、5番で、当面2,500万円、管理費として県で当面は出すよということなですから、その当面がちょっと曇っているような感じに受け止められますので、一年でも長く出していただければ町も何とか持ちこたえていけるのかなと思いますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 佐藤副部長。

○福島県相双農林事務所農村整備部副部長（佐藤健一君） 私どもも復興措置が一年でも長く延びるように引き続き国には要望していきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。私もどうにかして賠償を勝ち取れないのかなというところがありまして、この施設を使うとなれば町がした起債とか、そういうものは支払っていくべきだと思いますので、その部分については対象にならないのは理解するところなのですけれども、このダム建設を始めたきっかけがやはり農業用水が足りないということで始まった。利益を得る農家たちがいたから、この事業が進んだ。でも、東電の事故によってその需要がなくなってしまった。そういった中で、2,500万円の予算をつけながら管理運営していく。最初は加速化交付金で100%見られるかもしれません、この交付金がなくなれば町の手出しも半分出てくるというところで、もし加速化交付金がなくなったときに、本来であれば事故がなければ得られていた受益者負担金、受益者から得られたであろう負担金が想定されていれば、その辺の部分の収益というのは賠償請求できないのか。この事故がなければしっかりとこのダムは利用されて、町民の方たちがしっかりと農業振興できたというところだったのに、東京電力の事故があったせいで農業をやる方がいなくなってしまった。そういった中でこれを管理運営していかなければいけない。そういったところも含めて東京電力には責任を取っていただきたいと思いますが、その辺も含めていかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（志賀智秀君） 滝川ダム、損害賠償については先ほど申し上げましたとおりですが、違う観点から、ダムについては県が所有者であるので、賠償請求権者ということで町に権利がありませんので、ダム建設の負担金のために起債をして償還費を払ったとか、今議員おっしゃったように、入るはずだった負担金が入ってこなくなったとか、そういった違う角度でアプローチして、協議は続けていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） ありがとうございます。管理費のところは県で補助していただくということで非常に助かるなというところなのですが、実際その運営に関しまして人的な支援というのは、例えば1年ぐらいは県の今まで担当されていた方に常駐いただくとか、そういった人的支援というのはあるのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 佐藤副部長。

○福島県相双農林事務所農村整備部副部長（佐藤健一君） 基本的にダムは常駐しない形の管理を想定しており、現状も常駐しておりませんし、今後も常駐しない形になります。点検時にダムに行って点検をしつつ、先ほど見ていただいたダム管理所で取水ですとか放流の操作を行うという形になりますので、常時人がいるわけではないので、うちもすぐに役場に全てをお任せするということではなくて、操作のやり方ですか、あと不具合があるようなところの修繕は引き続き一緒にやっていきますので、そういったところでのノウハウですか、あと修繕関係の費用等については県で引き続き行つていただきたいと考えています。ただ、もともと県としましてもずっと常駐していたわけではないので、

常駐するとかということは考えておりません。

以上です。

○議長（高橋 実君） 1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） ありがとうございます。引継ぎというか、そういった形で、1年なのか、ちょっと時間を持っていただいてやっていただけるということですので。ちょっと心配したのが大雨の場面の対策とか、その前にやってこなければいけない対策とかって多分まだその経験がないと思うので、そういったときにしっかり対応できるかどうかの不安があったので、例えばそれも県で遠隔も含めた何かやり方もあるって、そういったところでご対応もいただけると考えていいですか。

○議長（高橋 実君） 佐藤副部長。

○福島県相双農林事務所農村整備部副部長（佐藤健一君） 県としましても、町と一緒に放流の訓練、それから警報を出す際の訓練というのにも、これからも町が管理に慣れるまでの間は一緒にやっていきたいと思っております。そういったところで、直接作業としましては町なり土地改良区なりにお願いすると思いますが、そういったノウハウのご説明とか、一緒に訓練をするというようなところはやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

では、私から1点。

○副議長（堀本典明君） 議長、どうぞ。

○議長（高橋 実君） 滝川ダムの上流にある毛戸ダムと萩の堤、一応私が知る限り毛戸ダムは2回ぐらい線量高いということで除染工事やったのだけれども、萩は全然やっていないと思うし、仮に大きな地震になったとき、満水時に堤体が抜けたとなると、この水が滝川ダムに流れ込んでくるわけだね。そうすると、先ほど副部長説明した中で、水底にあるヘドロ関係は何メートルとかって言っていましたよね。これは放水に支障ないというけれども、上から流れてくるときに水圧、水流、下行くから、そうすると下のヘドロが掘り起こされてしまうから、そうすると下流域にある農業用水で取水する双葉碎石工業の下のところに取水堰あるでしょう。あそこから夜の森地区、新夜ノ森地区とか広範囲に入ってくるわけ。そのときに支障がないかどうか。放射線量を全部確認してあるのかな。

○副議長（堀本典明君） 佐藤副部長、お願ひします。

○福島県相双農林事務所農村整備部副部長（佐藤健一君） 放射線量につきましては、現時点ではダム湖について、過去に計測したものはございますが、直近で計測したものはございません。また、過去の資料につきましても、手持ちで準備しておりませんでしたので、この場でお答えすることができませんので、町にはその情報は後日提供したいと思います。

また、もう一つありました萩ダムにつきましては、富岡町土地改良区で直接管理していただいているものでございますが、現時点では貯水をせずに、決壊しないように水をためずに管理しているというような状況ですので、議長のおっしゃるような急に決壊してという懸念はないかと考えております。

以上でございます。

○副議長（堀本典明君） 浦尻係長、どうぞ。

○産業振興課主任兼農林土木係長（浦尻祐樹君） 上流側の2つのため池の放射線量について補足させていただきます。

町で毛戸ため池については2度ほど放射性物質対策の工事を発注して対策をしたところでございます。荻ため池については、議長おっしゃられたとおり、一度も対策していない状況です。というのは、これまでのモニタリングの結果、ため池放射性物質対策の対象となる8,000ベクレル以上の泥が確認されなかったというところで対策をしていないという状況でございます。毛戸、荻ため池につきましても引き続きモニタリングを継続しまして、放射性物質の濃度が確認された際には対策を検討してまいりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○副議長（堀本典明君） 議長。

○議長（高橋 実君） 大体は分かりました。やはり農政として、水を使うのだから、やってもやらないともいいですから、ちゃんとしたデータだけ把握して、例えば6,000ベクレルだから大丈夫だと、この確認だけはしてください。しかも山間部にあるため池だから、今測って何ぼだといっても大雨降ると上がる可能性がありますので。のり面の部分から浸透して入ってくるわけだから。それで毛戸ダムは2回目の工事をやったわけだから。だから、ここら辺しっかりした数値を把握して、大丈夫だということで町は請け負って、ちゃんと管理をしてもらいたい。事前に確認だけしっかりしておいてください。お願いしておきます。

ほかにありませんね。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件3、滝川ダムの成り立ちと今後の施設管理等についてを終わります。

暫時休議します。

休 議 (午後 2時54分)

再 開 (午後 2時55分)

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

次に、付議事件2に戻って、富岡町文化交流センター屋上の被害状況及び今後の対応についての説明を生涯学習課長より求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂本隆広君） 本日は、生涯学習課から富岡町文化交流センターの屋上の被害状況及び今後の対応についてご説明をさせていただきます。

こちらは、10月6日の強風の影響によりまして、文化交流センター学びの森の屋上の防水シートが剥がれる被害が発生いたしました。早急に復旧が必要であることから、関係予算を12月補正予算として計上させていただいておりますので、今後の対応等についてご説明をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

別紙資料の説明につきましては、三瓶課長補佐から行います。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 課長補佐。

○生涯学習課課長補佐兼生涯学習係長（三瓶秀文君） それでは、富岡町文化交流センター屋上の被害状況及び今後の対応についてご説明をさせていただきます。

富岡町文化交流センターは、2004年10月の竣工から複合文化施設として、富岡町内外の文化芸術に限らず様々な交流拠点として役割を担うほか、2011年3月の東日本大震災では災害対策本部として機能しまして、その後、2017年の4月には帰町開始を記念した式典も大ホールで執り行われるなど、復興の局面でも町の大切な施設として機能してまいりました。2016年には、富岡町文化交流センター災害復旧工事を行い、2階の屋根部分のステンレス防水部分についても一部補修をしているほか、2020年にはトップライトのシーリングの補修を行うなど、施設の維持管理も含めてこれまで運営を進めてきたところでございます。

それでは、全員協議会資料2、生涯学習課を御覧ください。今般、2023年10月6日に発生した強風の被害により、3階屋上の防水シートがめくれて、一部パラペットの笠木についても破損が確認されました。上段に写真を5枚ほど並べておりますが、左からシート防水の破損状況、2枚目はシート防水がめくれてパラペットから垂れ下がっている状況、3枚目はパラペットにかぶせられていた笠木の破損の状況、4枚目は笠木が落下している状況となっております。最後に、応急対策として、翌日なのですが、人力で防水シートを引き上げて土のうで固定した様子を掲載しております。現在、このような状況になってございます。

続いて、資料の左下の枠内を御覧ください。今回、被害箇所は、2004年の竣工から約20年を経過する防水シートの撤去と再施工を行うものになります。施工に当たり、現在の工法でのやり替えや2階屋根部分と同じくステンレス防水に替える工法等を検討しましたが、耐用年数、コストの観点から、既存のとおり防水を撤去し再設置することとして進めたいと考えております。

最後に、右下の枠内を御覧ください。今回、12月補正予算の要求の中で当該工事費を計上させていただき、1月に公告、2月に入札を目指しまして、可能な限り早く工事に取りかかってまいりたいと考えております。この作業により、施設の維持管理を継続し、今後も交流拠点として施設を機能させてまいりたいと思いますので、何とぞご理解をいただきますようお願ひいたします。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。一番重要な部分の屋根ですので、一日も早く直さなくてはならないと思いますが、修繕箇所約1,000m²ということで、このシートの場合に、弱いところからめぐれ上がってきますよね。ほかの部分本当に大丈夫なのかどうか。あとは、笠木が落ちるなんていうのは、工事のときに不具合あったのかなと思うのですが、これ強風だけでこういう状況になつたのか、ちょっと不思議に思います。その辺お聞かせください。

○議長（高橋 実君） 課長補佐。

○生涯学習課課長補佐兼生涯学習係長（三瓶秀文君） ありがとうございます。今議員おっしゃるところ、全体をやらなくていいのかということなのですが、資料の左下の枠の中の立面の部分見ていただくと場所がお分かりになるかと思うのですが、この約1,000m²というのはホールの屋上の部分の全体の箇所になります。この約1,000m²全体をやることになります。現状約4割から5割ほどめぐれています。この状況ですので、部分補修では直し切れないというような状況になってございます。通常は10年から15年、防水シートはもつと言われていますので、今、20年を経過している現状にあるわけですので、今回の機会に全てこの約1,000m²を張り替えてしまいたいと考えてございます。

あと、笠木の破損については、防水の施工のときに笠木まで立ち上げて防水シートをかぶせて、それを留める役割をしていましたので、まぐれたところから引っ張られて今回一部笠木が破損して落下したというような状況になってございます。よろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 分かりました、説明で。この約1,000m²というのは、全体の面積1,000m²ということですね。それでは理解しました。

あと、笠木の分も当然防水シート、笠木の下部までずっと巻いていますので、それで引っ張られたということで多分外れたと思うのですが、笠木はかなり強く押さえているものななものですから、逆にシート防水を押さえるくらいの力はあるのかなと思うのですが、その辺ちょっと私の勘違いなのかなと思いますので、ぜひ修繕するときには、今の災害の適用になる風速に耐えられるようなきちっとした施工をしていただきたいと。よろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） 課長。

○生涯学習課長（坂本隆広君） ありがとうございます。ご意見を踏まえまして、しっかりと対応できるようにやっていきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（高橋 実君） ほかにございますか。

2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。私も一日も早くこちらは修繕していただきたいなと思っていますところですが、今回の被害箇所約1,000m²以外のところについての被害というのは確認されていないのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 課長。

○生涯学習課長（坂本隆広君） 今回ご報告をさせていただいた部分以外にも屋上に上がって点検をしております。今回上げさせていただいたこの赤着色部分についての被害だけということで、今回の修繕はこれで大丈夫であると考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。ちょっと間違えば下に人がいて当たってなんていうこともありますので、これ以外に被害がないということなのでめくれることはないのかと思いますが、しっかりと修繕していただきたいなと思います。

今応急処置として土のうで留めているということなのですけれども、すみません、私も素人なので分からぬのですが、これから風の強い時期が増えると思いますが、この土のうが外れてまた吹っ飛んでしまうなんていうことはないでしょうか。

○議長（高橋 実君） 課長。

○生涯学習課長（坂本隆広君） ありがとうございます。現在、一度まぐれた防水シートを仮留めという形になっております。ということで、強風によってはまたずれたりというようなこともありますので、隨時、屋上に上がって確認等はしております。ただ、本当に強風のときにはまた同じような状況があるかもしれませんので、小まめにこちらは点検をして、できるだけ早く発注をしていきたいという考え方でございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。土のうが吹っ飛んできたなんていうのもまずいことだと思いますので、ぜひめくれ上がらないようにしっかりと対策をしていただきて、一日でも早く修繕を進めていただきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

ならば。

○副議長（堀本典明君） 議長。

○議長（高橋 実君） この防水シートを剥がした後、産廃処分するのか。特にさくらの郷関係とか、そういう子供らが使う施設とか何かで、あれを持っていって敷くとか、草が生えないように。見栄えもよく。そうすると、産廃処分も設計経費から削除できるから。そこら辺の考え方あるのか、ないのか。

○副議長（堀本典明君） 課長、どうぞ。

○生涯学習課長（坂本隆広君） ただいまのご意見ですが、先日の所管の委員会でもアドバイスをいただいたところです。その後、一応都市整備課ともいろいろとどういうものに使えるかというのを協議しております、今考えられるのはのり面に敷いて草が生えるのを防ごうかというところを検討し

ております。場所等については特にまだ決定はしておりませんが、その工事が始まって、使える状況のものであれば再利用というのも考えながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（堀本典明君） 議長、どうぞ。

○議長（高橋 実君） 決して余計なお金を産廃処分に回して余計に処分することなく、目につくところで大事なところを優先的に、課をまたいで使わせるようにお願いしておきます。

○副議長（堀本典明君） 課長、どうぞ。

○生涯学習課長（坂本隆広君） ありがとうございます。庁内で協議をして、できるだけ再利用するような形で検討を進めていきます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 今再利用、できるのであれば一番いいのですけれども、線量の問題とか、あと草生えないようにやるとすれば、防草シートは水通しますから、屋上防水シートは水通しませんので、いろいろ弊害出てくる可能性もありますよね。一番は線量です。屋根の上かなり多分線量高いと思いますので、線量なんかは測った経緯あるのですか。

○議長（高橋 実君） 課長補佐。

○生涯学習課課長補佐兼生涯学習係長（三瓶秀文君） ありがとうございます。実は昨日、屋上に上ってGM管式サーベイメーターを当ててきました、線量なのですが、100cpmから430cpmの間でした。線量については、私ももうちょっと高いと思ったのですが、そのぐらいの値というような形になっています。防水シート、防草シート、土留めに限らず、議長おっしゃったように、何に使えるかという検討も含めながら、再生材として使えるかどうかということも念頭に置きながら、設計を一緒に進めてまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件2、富岡町文化交流センター屋上の被害状況及び今後の対応についてを終わります。

ここで説明者の入替えのため、暫時休議します。

休 議 (午後 3時09分)

再 開 (午後 3時10分)

○議長（高橋 実君） では、再開いたします。

それでは、報告事項1、住民意向調査2023速報についての説明を企画課長より求めます。

企画課長。

○企画課長（杉本 良君） それでは、報告事項といたしまして、企画課より住民意向調査2023速報についてお話しさせていただきます。

お手元の緑色の帯のある資料を御覧ください。こちらですが、町が復興庁、福島県と共同で実施しております令和5年度の住民意向調査結果の速報版として、12月1日に復興庁のホームページで公表されたものでございます。本日は、議員の皆様のお手元に印刷したものをお配りさせていただいております。表紙となります1ページです。中段の二重囲みの線の中にありますとおり、今回5,993世帯の皆様に対しまして、8月28日から9月18日までの期間で調査のご協力をお願いしたものでございます。うち2,438世帯から回答をいただき、回収率は40.7%となっております。詳細につきましては、後ほどご確認をお願いいたします。なお、調査結果につきましては、本日付で町のホームページにも掲載する予定でございます。

報告は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして報告事項1、住民意向調査2023速報についてを終わります。

暫時休議します。

休 議 (午後 3時12分)

再 開 (午後 3時12分)

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

次に、報告事項2、子育て支援部門の強化に向けた行政組織見直しについての説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（志賀智秀君） 前回の全員協議会で経過を報告させていただきました行政組織の一部見直しにつきまして、お手元に富岡町行政機構図、配付させていただきました。子供関連の業務を一本化するために、福祉課の中に子育て支援係を新たに新設する考えでございます。今回の12月定例会にこの関連で富岡町課設置条例の一部を改正する条例を提案させていただきますので、併せてよろしくお願ひいたします。

簡単ですが、報告は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

次に、その他に入ります。執行部から何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 議員からは何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なしということですので、以上をもちまして富岡町議会全員協議会を閉会といたします。

閉会 (午後 3時14分)